

令和４年第３回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第１日（９月５日）	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
所管事務調査報告（環境経済建設常任委員会）	5
常任委員の選任	9
議会運営委員の選任	10
諸般の報告	10
一般質問	11
南 有隆君	11
沖野一雄君	28
喜山康三君	45
大田英勝君	59
原 栄徳君	69
議案第５１号 与論町空家等の適正管理に関する条例	74
議案第５２号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	77
議案第５３号 令和４年度与論町一般会計補正予算（第４号）	78
議案第５４号 令和４年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	86
議案第５５号 令和４年度与論町介護保険特別会計補正予算（第１号）	87
議案第５６号 令和４年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	88
議案第５７号 令和３年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	89
議案第５８号 令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業 備品購入（自走式木材破砕機MC－２０００）に係る物品売買 契約の締結について	90
議案第５９号 令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業 備品購入（自走式木材破砕機BR８０Ｔ－１）に係る物品売買 契約の締結について	95

議案第 60 号	令和 4 年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業 備品購入（バックホー式）に係る物品売買契約の締結について	96
認定第 1 号	令和 3 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	97
認定第 2 号	令和 3 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出 決算認定について	98
認定第 3 号	令和 3 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	98
認定第 4 号	令和 3 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について	98
認定第 5 号	令和 3 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ..	98
認定第 6 号	令和 3 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	98
認定第 7 号	令和 3 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	98
特別委員会設置及び委員の選任について		101
散 会		102

第 2 日（9 月 13 日）

認定第 1 号	令和 3 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	107
認定第 2 号	令和 3 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出 決算認定について	107
認定第 3 号	令和 3 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	107
認定第 4 号	令和 3 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について	107
認定第 5 号	令和 3 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ..	107
認定第 6 号	令和 3 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	107
認定第 7 号	令和 3 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	107
沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙		111
議案第 61 号	姉妹都市盟約の締結について	112
同意第 1 号	与論町監査委員の選任について（福地元一郎）	113
同意第 2 号	与論町教育委員会委員の任命について（中山 隆）	114
議員派遣の件		115
閉会中の継続審査・調査について		115
閉 会		116

令和4年第3回(9月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
9 月 5 日	月	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議)
9 月 6 日	火	令和3年度事業個所調査 決算審査特別委員会
9 月 7 日	水	決算審査特別委員会 常任委員会
9 月 8 日	木	
9 月 9 日	金	
9 月 10 日	土	
9 月 11 日	日	
9 月 12 日	月	予備日(議事整理日)
9 月 13 日	火	特別委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和4年第3回与論町議会定例会

第 1 日

令和4年9月5日

令和４年第３回与論町議会定例会会議録
令和４年９月５日（月曜日）午前８時５８分開会

1 議事日程（第１号）

開会の宣告

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 会期の決定

第３ 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員会）

第４ 常任委員の選任

第５ 議会運営委員の選任

第６ 諸般の報告

第７ 一般質問

第８ 議案第５１号 与論町空家等の適正管理に関する条例

第９ 議案第５２号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第５３号 令和４年度与論町一般会計補正予算（第４号）

第11 議案第５４号 令和４年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

第12 議案第５５号 令和４年度与論町介護保険特別会計補正予算（第１号）

第13 議案第５６号 令和４年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第14 議案第５７号 令和３年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第15 議案第５８号 令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機MC－２０００）に係る物品売買契約の締結について

第16 議案第５９号 令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機BR80T－１）に係る物品売買契約の締結について

第17 議案第６０号 令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（バックホー一式）に係る物品売買契約の締結について

第18 認定第 １号 令和３年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

第19 認定第 ２号 令和３年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

第20 認定第 ３号 令和３年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

第21 認定第 ４号 令和３年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認

定について

第22 認定第 5 号 令和3年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第23 認定第 6 号 令和3年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第24 認定第 7 号 令和3年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

第25 特別委員会設置及び委員の選任について

2 出席議員（10人）

1 番 南 有 隆 君	2 番 原 栄 徳 君
3 番 林 敏 治 君	4 番 林 隆 壽 君
5 番 喜 山 康 三 君	6 番 福 地 元一郎 君
7 番 大 田 英 勝 君	8 番 野 口 靖 夫 君
9 番 沖 野 一 雄 君	10 番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長 朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長 久 野 泰 司 君
町民生活課長 龍 野 勝 志 君	健康長寿課長 林 末 美 君
産 業 課 長 山 下 秀 光 君	耕地課主幹係長 喜 村 一 隆 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君
教育委員会事務局長補佐 林 健太郎 君	教育委員会主幹係長 杉 田 恭 宣 君
環 境 課 長 大 馬 福 徳 君	水 道 課 長 仁 禮 和 男 君
茶花こども園長 富 千加代 君	児童発達支援センター長 阿 野 齊 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健司郎 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前8時58分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） ただいまから令和4年第3回与論町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番林隆壽君、8番野口靖夫君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの9日間にしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月13日までの9日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員会）

○議長（高田豊繁君） 日程第3、所管事務調査報告を行います。

環境経済建設常任委員会、原副委員長から御報告お願いいたします。

○環境経済建設常任副委員長（原 栄徳君） 所管事務調査報告を行います。環境経済建設常任委員会の所管事務調査について御報告を申し上げます。

当委員会においては、「牛の糞尿を適正な方法によって有効な資源として活用できないか」が事あるごとに話題となっていました。さらに、牛舎からの悪臭、糞尿による地下水や海洋汚染防止対策は、避けられない本町の喫緊の課題であります。本町の堆肥センターの堆肥は、雑草の種子が除去されず耕地へ散布され、雑草が繁殖し困っている農家が多く、評判が悪いことは言うまでもありません。言われ続けてきた持続可能な畜産業の振興と、魅力ある観光地づくりという標語は、いまだ達成される気配はありません。

環境課題を所管する当委員会は、執行部担当職員とともに、先進地と言われるあらゆる地域や諸資料等をネットを通じて調べ、検討してまいりました。そして、これらの中から諸課題解決の参考となる地域や施設を抽出して調査することといたし

ました。順を追って御報告いたします。

令和3年5月10日午前9時から、南さつま市金峰町の（株）カミチクファームの牛舎を調査いたしました。飼料製造から、良質完熟堆肥（糞尿の処理）製造までを一貫作業システム化されたファームでありました。牛舎を一見し、無臭で清潔感あふれる環境衛生が保全されていることに感心させられました。糞尿の流出防止策として、敷材に九州全域の契約農家から取り寄せたモミ、ワラ等を粉碎し、土着菌を混入するとのことであります。なお、水分含有率40%にしサラサラ堆肥化するために、飼料は、九州全域の契約農家から送られてきた飼料用米や、量販店から出る食品製造副産物等を活用した、オリジナルのTMR発酵飼料を与えているとのことであります。この飼料は、もちろん良質な肉を生産するためでもあります。豊富な敷料が確保できることは、本町と比較してうらやましい限りでありましたが、ススキ、ギンネムの木、倒木等を破砕して利用すれば、それなりの代替敷材として可能と考えられます。

さらに肉は自社で生産し、国内販売はもとより、海外にも販路を拡大しています。社長以下現場責任者の懇切丁寧な説明を受けていると、強い情熱と未来への創造意欲を感じることができました。

これらのことから、本町においては当事者、すなわち農家は、それなりの問題意識（改善意識）を持つ努力が求められるし、行政においては、現在に納得するのではなく、迅速な情報収集と農家に積極的な行動意欲を喚起させる適切な指導が期待されます。

続いて、令和4年7月27日午前10時から、宮崎県新富町の（株）本部農場バイオガスプラントを調査いたしました。宮崎県のほぼ中央部の沿岸地帯に位置する風光明媚な田園地帯にあり、のどかで環境豊かな地域にあります。本施設は、牛の糞尿を原料としたバイオガスプラントで発電し、その電気を販売して収入を得ることが主で、発電機からの排熱を利用して発酵槽や生物脱硫装置へ送り、除湿や加熱をして完熟堆肥を製造することも目的とするプラントであります。近年の環境悪化問題や地球温暖化現象に伴い、地域の学生を対象とした体験学習やインターン生の受け入れ、若い就農者育成にも力を入れているとのことであります。

私どもは、事前にプラントの設計施工業者である（株）バイオマスリサーチの担当者等から施設の業務内容をリモートで説明を受け、質疑応答し、ある程度の知識を得て調査いたしました。

本施設の導入によって期待される効果は、パンフレットや事前調査によると以下のとおりであります。

労働負担の軽減（作業量の軽減）。消化液利用（メタン発酵後の残渣を良質な有

機肥料として利用）。衛生的な敷料による牛の罹患防止。消化液から分離した固形残渣から生産された再生敷料の活用。バイオガスによりつくった電気の販売で収入を確保。酪農の環境衛生向上。これらのことが本物ならば、研究調査する価値があるとのことで実施いたしました。結果を申し上げます。

消化液が1日約22トンから25トン出るとのことですが、貯蔵タンクの確保や処理、いわゆる活用法に問題があるのではないかと。これだけの量を散布した場合、環境汚染につながらないか。

敷料の材料がオガクズ、ワラであるが、消化液から分離された固形残渣の水分含有量が高い。

施設のメンテナンス料、更新時の費用をどうするか、説明がなされない。さらに、付帯設備費は自己負担で管理者の設置をどうするか。

電気の送電施設の建設費に対して、国・県の補助金がなく、自己財源の確保が難題である。

堆肥の温度が70度以下のため、敷材の種類によっては雑草の種子が死滅せず、良質の完熟堆肥とは言えないのではないかと。

これらの問題点が指摘されます。

よって、本町の課題解決にはほど遠い事業であると結論づけられましたが、今後の国や県の動向を注視していくことが望まれます。

7月27日3時30分から4時50分まで、鹿児島県庁を訪問し、県議会3階会議室において、大島地区選出の禧久県議同席のもと、「かごしま未来創造ビジョン 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生」、バイオマスエネルギーの利用をテーマに勉強会を行いました。

政府は、脱炭素社会の実現を目指して政策を提示し、温室効果ガスの排出量を2030年度までに13年度比46%削減し、50年度までに実質ゼロとする目標達成のために、GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議を立ち上げ、今後10年間にわたり、官民で150兆円規模の投資を進める行程表をまとめ、再生可能エネルギー普及など脱炭素社会の変革によって、社会経済や産業構造の転換を加速させようとしています。

これらの諸施策の発表を受け、今まで調査してきた諸案件の解決の一端として参考になればと、県の積極的な諸施策を期待して畜産の側面から説明を受け、質疑応答形式で臨みました。県からの配布資料等を添付してありますのでお目通しをお願いいたします。

「畜産バイオマスエネルギー導入活性化事業」は、令和2年度から4年度までの事業で、事業計画を希望した3町村（東串良町、宇検村、徳之島町）で導入すると

仮定した調査をもとに問題点を洗い出して実施を検討し、令和４年度に事業推進協議会を開催して事業化に向けて協議するとのことであります。

なお、令和５年度以降の同事業の予定はないとのことでありますが、本町で導入を検討した場合、次のとおりであります。

１、プラントの建設費用（電力の地産地消のみ）の３分の２を国が補助、宮崎県新富町のプラント建設費は３億円。２、プラント建設費、備品購入等の補助は、県はなし。３、設備等の維持管理費、施設更新に係る費用は自己負担。４、発酵方法に湿式と乾式があり、現在の事例の多くは酪農牛による湿式タイプである。５、湿式の場合の問題点は、消化液の処理・利用がある。毎日出る消化液（宇検村モデルで２２トン）を備蓄するとなると、タンク設置場所の確保が必要。消化液を直接ほ場に散布すると、地下水汚染がよりひどくなることが予想される。６、乾式の場合は発酵が難しい。肉用牛の糞尿は、チッソ・リンが少ないため発酵しにくい。他の発酵促進原料が必要となる可能性がある。７、原料回収、堆肥等の散布、施設管理者等の人材確保が必要。

以上のことから、県においては、現在のところ、独自の施策を意欲的に検討しているとは言えず、今後、必ずや到来するであろう脱炭素社会の実現に向けて、国の活発な行動が予想されることから、バイオガスプラントにかかわらず、アンテナを高くして情報収集に努める必要があると思われます。

最後に、７月２８日午前８時３０分に宿を出発して、１２時まで、財部町にある（株）山有財部工場の調査をいたしました。本工場は超高温好気性発酵システム、ＹＭ菌（微生物）の力で、廃棄物を物質（堆肥化）に変換させるという画期的な方法で完熟堆肥を製造しています。この製品は「かんとりースーパー」という製品名で商標登録されて販売されています。この製品で生産された果物、野菜を試食させていただきましたが、甘く美味しく、好評でありました。主な原料は、平川動物園の動物の糞、かごしま水族館の汚泥、焼酎芋の残渣、焼酎廃液等であります。発酵方法は、含水率の低い原料はＹＭ培地で、含水率の高いものはＹＭ培地プールで混合し、ホイローダーで発酵槽へ堆積させ、さらに発酵槽でエアレーションにより通気管理を行い、発酵温度を観察しながら、ショベルで繰り返し作業を平均５回から６回程度行うとのことであります。発酵工程完了の目安は含水率３０％以下で、混合から発酵までの期間は約４５日程度であり、仕上がった製品の一部は再び混合用の種菌として活用されます。

超高温好気性発酵システムの特徴は、１、水分調整材（モミ・ワラ）の添加が不要である。水分含有率３０％程度の返送品（戻し堆肥）を利用するため。２、臭気低減効果。ＹＭ菌による臭気成分の分解効率が高く、好気性発酵のため悪臭の発生

が低く抑えられる。3、発酵温度が90度から100度になるため、雑草の種子が死滅するという事です。調査の結果、①大型投資が必要ないこと。②既存する堆肥センターと重機で対応できること。③ほかに有望な菌が出現したとしても、本町の堆肥センターを利用することで対応できること。

以上のことから、一連の調査を通して、この(株)山有のシステム施設は、当委員会の求めてきた所期の目的に適しているのではないかという結論に至りました。

最後に調査するに当たり、御協力いただいた全ての皆様に感謝申し上げ、委員会としての所管事務調査についての報告を終わります。

○議長(高田豊繁君) これで所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

日程第4 常任委員の選任

○議長(高田豊繁君) 日程第4、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、林敏治君、林隆壽君、福地元一郎君、大田英勝君、高田豊繁君の5人を総務厚生文教常任委員に、南有隆君、原栄徳君、喜山康三君、野口靖夫君、沖野一雄君の5人を環境経済建設常任委員に、南有隆君、原栄徳君、林隆壽君、喜山康三君、大田英勝君の5人を広報常任委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高田豊繁君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

これから、各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時18分

再開 午前9時19分

-----○-----

○議長(高田豊繁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

総務厚生文教常任委員長に林隆壽君、同副委員長に林敏治君、環境経済建設常任委員長に野口靖夫君、同副委員長に原栄徳君、広報常任委員長に大田英勝君、同副委員長に南有隆君、以上のとおりですので、報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議会運営委員の選任

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、沖野一雄君、林隆壽君、野口靖夫君、大田英勝君、林敏治君の5人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時21分

再開 午前9時22分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に林隆壽君、以上のとおりですので、報告を終わります。

-----○-----

日程第6 諸般の報告

○議長（高田豊繁君） 日程第6、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（町 健司郎君） 諸般の報告をいたします。

町長から令和3年度与論町健全化判断比率の報告、令和3年度与論町公営企業資金不足比率の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類の提出があり、町監査委員から令和4年7月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されてい

ますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。お目通しをお願いします。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第144号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第7 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第7、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） おはようございます。それでは、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

1 第7波に伴う新型コロナウイルスについて

(1) 島民や観光客の往来が増え新型コロナウイルス（第7波）の感染者が島内においても増えてきている。飲食時や家庭内感染が主流となっているが与論町としては今後の感染対策をどのように図るか伺いたい。

(2) 最近ではマスクの使用方法も変わってきている。厚生労働省のHPにも熱中症予防の観点から必要のない場面ではマスクを外すことを推奨しているが町としてはどのように町民に周知するのか伺いたい。

2 GIGAスクール構想によるタブレット端末の活用と取り扱いについて

(1) GIGAスクール構想によるタブレットを使用した授業を行っていると思うが、どの程度授業に利活用しているのか伺いたい。

(2) タブレット端末の家庭内での扱い方やネットトラブルなどの注意喚起はどのように指導しているのか伺いたい。

よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。お答えをいたします。

まず最初に、新型コロナウイルスへの今後の感染対策についてどうするかということです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、町民の皆様におかれましては、日常生活の制限や地域経済にも大きな影響が続いている状態となっています。新型コロナウイルス感染症が未だ収束が見えない中、医療、介護の現場を支えておられる従事者の皆様をはじめ、日頃から感染対策に御協力していただいている事業者や町民の皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。

感染対策については、国は簡略化を進めていますが、鹿児島県においては、「B A. 5 対策強化宣言」を発令しており、感染防止対策の徹底や医療現場を守る取り組みを行っています。

与論町においては、今後の町内における感染対策について、飲食時や家庭内感染が続いていることも念頭に、専門家を招いて研修会を行い、「離島であること、限られた医療資源であること・社会機能の維持が必要であること・高齢者の割合が多く、人と人の距離が近いことなどからきめ細かな対策が必要である。」と助言いただきましたので、「(A) あたり前のことを (B) 馬鹿にしないで (C) ちゃんとやる」という感染対策を維持するとともに、さらに警戒レベルの見直しを行い対策の強化を図ってまいります。またワクチン接種を進めることが重症化予防には効果があるので、今後も集団接種と医療機関施設における個別接種で接種率を高めてまいりたいと考えています。

次に、マスクを外すことについてです。

ワクチン接種と同時に、マスクの着用・手指消毒・換気・身体的距離の確保・よく手が触れる環境の消毒をすることを続けて実施できるよう、戸別無線や週報等での広報を続けて行います。その上で、国の動向と同様に熱中症が懸念される場面など、時と場に応じて自己責任において判断し、外しても差し支えないと思われます。

マスク着用に関しては、「自分が病原体を持っているかもしれない」「相手も病原体を持っているかもしれない」という意識を持っていただけるよう、働き掛けを続けてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、G I G Aスクールにおけるタブレット端末の活用についてお答えいたします。

授業におけるタブレットの活用例としましては、インターネットを活用した調べ学習をしたり、体育の授業で自分の運動する姿を写真や動画で撮影し、自分の動きを振り返り改善する際に活用したり、児童の図工の作品に対して皆で感想を寄せる際に活用したりするなど、さまざまな場面で役立てています。

その他にも、自分の考えや感想をタブレット端末に書き込み、全員分の意見をモニター上で写し、感想を共有する授業も見られます。このように全員の意見をモニ

ター上で共有することが可能となったことで、これまで手を挙げて自分の意見を発信することが苦手な子供の意見にも目を向けることができ、授業の深まりが期待できるようになります。

さらに、タブレットを活用した意見交換の際には、キーボード入力ができる力が必要となります。このことから、タイピングの練習ができるサイトを利用して入力スキルを高める取り組みを行うことで、一人一人がタブレット端末に触れる機会を増やし、抵抗なく意見交換を行うことができるよう取り組んでいます。

今後も1人1台端末の利活用を積極的に進め、利活用の質を高め種類を増やし、ICT教育が充実するよう努めてまいりたいと思います。

次に、タブレット端末の活用の取り扱いについてのトラブル等に関してです。

GIGAスクール構想が進む中、本町3小学校1中学校へ1人1台端末が整備され、情報モラル・情報セキュリティの指導はより一層重要となっています。

児童生徒には、教育委員会から、情報モラルに関する配慮事項も情報提供しています。また、管理職研修会や情報教育担当者会においても研修を行ったり、啓発資料を配付したりと、児童生徒の指導に活用できるようにしています。

学校では、授業において児童生徒への情報教育を推進しています。そして、実際の情報取り扱いの場面での指導も行っています。

さらに、講師を招いて保護者や教育関係者を対象とした教育委員会主催のインターネット安全教室も開催しました。その内容は「スマホ・タブレット社会を生きていく与論の子供たちを守るために」を演題として、インターネットトラブルの事例をもとに、フィルタリングの設定やパスワード管理の重要性についての講演会でした。

今後も、学校と家庭と連携しながら一層の啓発に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 答弁ありがとうございます。それでは、中身の方を質問させていただきます。

現在、全国においても新型コロナウイルスがまた増えてきています。ですけど、全国的に見ますと、徐々にピークアウトしてきているのではないかなというふうには感じていますが、現在与論町においても感染者数が累計で988人ほど、もうすぐ1,000人になろうとしています。1,000人ということは、人口のおよそ2割は感染しているのではないかなという計算になります。中には2回、3回とかかっている方もいらっしゃると思うのですが、現在、町長としては、この1,000人ほど感染している状況についてどう思われるかお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 人口からしまして約20%という、本当に非常に高い罹患率を示しているわけですが、大変危惧をしています。ただ1つ救われるのは、これによって重症化するところが少ないというようなことと、また、後遺症についてもそんなに厳しい後遺症が今のところ聞かれていないということで、救われてはいるわけですが、今後本当にこれ以上増やさないためにも、何とか取り組んでまいりたいと思いますが、何しろ病院の方がいっぱいございまして、家庭で待機するということになりますので、非常に防ぎようがなくて大変今危惧しているところですが、とにかく当たり前のことを馬鹿にしないできちんとすると、ちゃんとするというような感染対策を各々が徹底していく、これに限るのではないかなと思っていますところ。そういうようなこと啓発をしてみたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） やはり今言われたとおり、重症化しない若しくは本当にかからないということが、一番大事な感染予防対策ではないかと思っています。そのためには、やはりワクチン接種は必要ではないかと思っています。現在の与論町のワクチンの接種状況についてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） お答えします。

今、4回目の接種を7月から進めているところです。まだ、7月から始まって、7月、8月と4回目接種を進めているところで、ちょっと割合はまだ出していないところです。順次通知をして進めてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、1回目、2回目、3回目のワクチン接種率についてもお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 今、手元に持ってきているのが、申しわけないのですが3回目接種終了の数字しかないのですが、それでよろしいでしょうか。3回目接種終了が65歳以上だと島内で93.5%、18歳から64歳だと82.9%、対象者全体でみますと87.6%が終了しています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） なかなかワクチン接種率というのは、与論町においてもやはり高いと思われます。全国でもやはり1回目が約82%、2回目が80%と高いのですが、3回目になりますと60%と下がってきています。僕的に考えたのは、ワクチン接種率が下がるというのはなぜなのかということ、やはり2回目打って3回目、

それでもかかるとなると2回打ってもかかる、3回打ってもかかる人が出るとなると、3回目、4回目は必要なのかと。私としてもそう考えてしまうのが人間の常ではないかと思っています。それに加えて、鹿児島県においても「B A. 5 対策強化宣言」を発令されています。8月3日に発令された宣言も、期間が延びまして9月30日までとなっています。これは、早期ワクチンの接種、高齢者の基礎疾患のある人は感染リスクの高い場所に外出するのを控えるとか、重症化リスクの低い人は検査キットで自己検査するなどありますが、やはり島民において、検査キットとか無料PCR検査に行く人がどれだけいるのかと考えたとき、結構、茶花の海岸とかあちこちで無料PCR検査をしているのを見たりするのですが、車がいつでも停まっているのを見たことはありませんし、たまに人がいるかなというのを見るぐらいです。さらに加えて自己検査、検査キットを購入すればいいのではないかと思います。与論町において検査キットを販売しているところも見当たりませんし、ネット上では売っていますが、やはりネットを使って買ってまでするかというと、ちょっとそれはどうかなという疑問は残ります。今後、町として検査キットなり無料PCR検査を受けるということを、是非とも町民になるべくするようにと告知して、自己対策を高めるようにすることが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） こちらの方も、無料PCR検査や自己検査について検討させていただいているところではありますが、与論病院の高杉先生と協議をさせていただいて、今のところ検査はちゃんとできているので、結局自己判断でされるより、病院での検査を先生としてはお勧めしますということなので、こちらはまだ告知していないところですが、今のところ医療機関が対応できているということでこのような対応をしています。今後、医療機関が対応できないというようになったら、そのような告知をしてまいりたいなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今ございましたように、病院で検査できるということは、もういきなり行って病院でも検査しても大丈夫ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

それと、以前そういったのが痛い、声が出ない、だるいということで、病院に検査に行かれた方がいまして、その方は行ってあまりの多さに1時間ほど待たされたという方もいらっしゃいました。こういうことを見ますと、毎月大体100人程度与論町から感染者が出ているのを考えますと、以前は沖縄から自衛隊なりドクターヘリが来て、奄美大島、沖縄県、鹿児島市に搬送しておりましたが、今は全く

来ないということは、与論病院において対応できているのかなと思いますが、実際ですね、一日最悪100人ぐらい出たときに、本当に与論病院として対応できるのか。それとその患者ですね、重症化なり軽症者から中等症、重症化になりそうな方々の対応というのは、今後ちゃんとできているのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 一度に多数の方が感染するという、まだリスクの高い状況ではありますが、今後そのような多数の発生者が出た場合の検討は、まだ病院、保健所とも進めてはいないので、今後進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それと大人だけの話ではなくて、やはり小児の新型コロナウイルス感染症による死亡例も全国でも出てきています。鹿児島県においても、1歳児と11歳児が新型コロナウイルス感染症で亡くなっているという事例も出てきています。そう考えますと、やはりワクチンの接種というのも大人、高齢者、基礎疾患だけではなく、小児、1歳から2歳児とかに対する告知も必要だと思ってきていますが、今後町として、コロナワクチンをどういうふうに町民に接種を進めていくのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） ありがとうございます。小児ワクチンの接種率も確かに低迷がございまして、週報等だけではなく、与論情報局を使ったり、今若いお母さんたちが情報を入手しやすいように、いろいろな告知をさせていただいているところではありますが、先ほどからも御指摘があるように、小児の重症化が少ないというところで皆さん二の足を踏まれて、接種率が確かに低い状況であります。ただ、先日の専門家の研修会にもあったのですが、小児の重症化はしないというのはもう今は通用しないというところで、やはり重症化が今は見られているところから、それぞれの各家庭にできるだけ丁寧に届くように、広報啓発を進めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。それではですね、小児についてはそうですが、今後、今この状況ですね、台風11号が来て与論町においては直撃しませんでした、宮古・石垣が三日三晩、台風にさらされるということがありました。今後、与論町にも台風が来ることは考えられます。そう考えた場合、今回みたいな猛烈な台風、風速60メートルから70メートル吹くと言われていた台風が、万が一与論町に直撃となった場合、避難所は多分砂美地来館、あとは防災センターになるかと思

いますが、そのときのコロナ対策を考えた場合、多分皆さんマスクして手の消毒はすると思うのですが、その次、万が一避難所の中で避難してきた人にコロナが発生した場合、一体どういうふうに対策を取るのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 御指摘ありがとうございます。この台風時の避難方法については、昨年度から専門家の意見を踏まえてずっと検討させていただいているところです。感染者に関しては、1つの避難所を感染状況に応じて開設させていただいて、砂美地来館である場合、福祉センターである場合、中学校の体育館とかそれぞれの体育館でのゾーニングをちゃんと準備しておりまして、パターンに分けて検討させていただいているところです。感染者に関しては、こちらの方ではちょっと情報がつかめないところではありますが、緊急避難がどうしても必要であった場合、保健所とも情報連携をさせていただいて、個別の電話で対応させていただいています。避難の御希望があるかどうかというのも今回も全数把握させていただいて、避難をされるかどうかを陽性者の方だけですね。というところも、こちらの方としては対応させていただいて、できるだけ避難所での感染を広げない対策を進めているところです。避難所に入るときには、まず検温をしていただいて体調チェックをしていただいて、具合が悪くなったらすぐ申し出ていただいて、また別のお部屋、注意するお部屋を準備して、それぞれにゾーニングは分けて準備しています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） そういった場合、砂美地来館もある程度大きさは決まっていますので、その中で万が一出た場合ですね、ほかの方々は濃厚接触という扱いになるのか。それと避難をしに来た方々、さらにそこで働いている職員の方々も、全員1回はまたPCR検査をするのか。そこら辺はどうですか。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） そういうことがないように、先ほどもお願いしたところなのですが、「自分が病原体を持っているかもしれない」、「相手も病原体を持っているかもしれない」というところで、感染対策を十分にしていって間隔も広げて、収容人数も一応カウントさせていただいて制限させていただいています。なので、できるだけその不備がなければ、濃厚接触者に当たらないと思うような対策で臨んでいます。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。それでは、島民はこういう形でわかりましたが、今来ている観光客ですね、もし観光客の方が感染した場合の対応はどのようになって

ていますか。お伺いします。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 台風時の観光客ということですか、平常時ではなくて。

○1番（南 有隆君） 両方です。

○健康長寿課長（林 末美君） 平常時も台風のときもなのですが、平常時は、宿泊療養施設に待機していただくようお願いしているところと、宿泊療養施設も12床しかありませんので、各旅館、施設の方に、宿泊に少し余裕をもって待機することがあるということをお願いしているところです。台風の際には、島外者の避難所というのも、今何人の方が台風で避難するかということでできるだけ事前に数字を把握させていただいて、ちょっと大きめの中学校の体育館を借りるなど、島外者の方と島内者の方が、一緒に避難所に避難しないような対策というのも取っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 沖縄の事例によりますと、沖縄でも観光客の方が感染した場合は、まず沖縄に連絡するところがありまして、そこに連絡をします。そこで濃厚接触者若しくは新型コロナウイルス陽性者と判断された場合は、その泊まっているホテルに取りあえず隔離するというようにしていますが、もし、観光客の方が感染した場合、与論町としてはそのホテルに隔離するとしたほうがいいのか、それともやはり先ほどおっしゃったように、万が一台風とかで移動が困難なときには、わざわざそういう危険を冒してまで外に出す必要があるのか、どちらの方がよろしいと思いますか。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） それは、時と場合によるかと思いますが、陽性者がホテル内で隔離できる場合は、事業主の方に御協力いただいてホテル内での隔離もお願いしています。それで、どうしても行き場がなければ宿泊療養施設、大多数になった場合は、大きな1つの施設を貸し切ってしまうようなことになるのかなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。あと実際僕の周りにも、島外から来るときには、羽田空港でPCR検査を受けて陰性とわかってきている方もいらっしゃいます。ですが、来た観光地において感染してまた帰るというパターンもあります。そういった場合、来島したときには陰性でした。ですが、帰って感染が確認されたという場合は、やはり宿の方にとり観光客の方から連絡がいくようにしているのか、どうなっているのかお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 先ほどもお話したとおり、今のところ検査体制としては町内では与論病院、パナウル診療所で検査ができて、全数把握ができるようになっているので、その全数把握をした後、保健所に患者の登録をさせていただいて、ハイリスクの人たちは保健所が支援して、リスクが低い方たちに関してはコロナフォローアップセンターの方で経過を見ているということなので、全数保健所の方で把握ができて、フォローが追えているものと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） すみません、僕の言い方が悪かったのでしょうか。例えば東京から与論に来島しました。与論に来るときには陰性でした。ですが、与論から東京に帰って1 日、2 日で感染が確認されました。そういった場合、「感染しましたよ」という報告は、宿の方とか町の方にするのかということです。というのを、やっているのかどうかというのを聞きたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 今のところ、そのシステムに関してはちょっとわかりませんので、保健所の方に確認したいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） わかりました。コロナ対策は、現在国の方でもレベルを下げる、簡略化するということは言っています。なかでも、全数把握も今自治体に任せようとしています。今までは、医師が発生届を出して、保健所に届け出、その中で全数把握をしておりましたが、今度からしようとしているのが、その発生届の対象を自治体の判断で、高齢者又は重症化リスクが高い人などに限定可能にして発生届を出すと、そして対象外の感染者の人数は取りあえず抜くと、そういうふうにしようかというようになっています。やはり with コロナを目指す中ではそういうことも大事ではないかと思いますが、この対象外から外れた人、自宅療養中の方や無症状の方が急に体調が悪化した場合、それに気付かないで本当に死亡に至るということもあるのではないかと思います。そうすると、余計に医療機関に負担がかかるのではないかと私は考えるところであります。その中で、テレビでもよく言っておりました日本感染症学会とか日本救急医学会の4 学会は、「6 5 歳未満で持病がなく、軽症の場合は慌てて受診することはない」とも言っています。その中の声明のポイントとして、「軽症で、若く持病がなければ、慌てて受診する必要はない。症状が重い場合、3 7. 5 度以上の発熱が4 日続くとき、高齢者、持病がある人、妊婦らは早めにかかりつけ医に相談する。顔色が明らかに悪い、息苦しい場合などは1 1 9 番する。救急車を呼ぶか迷ったら、かかりつけ医や# 7 1 1 9 等の窓口にご相談

談する」というようになっています。やはりですね、コロナも重症化する人、しない人で徐々に分けつつあります。ですが、先ほどから述べているように、体調というのは急に悪くなったりすることもあります。1週間くらい前なのですが、知り合いがコロナではなかったのですが、のどが痛くて発熱したというのがありまして、私のところにLINEで連絡が来たのです。なぜLINEなのかと思ったら、本人がしゃべられないと。のどのあまりの痛さでしゃべられなくてどうしようもないからLINEで送ったと。僕から救急車を呼んで病院に連れて行ったのですが、そういうことを考えますと、以前、消防議会でも話が出ましたが、島の高齢者が方言でしゃべりますと沖永良部の方はわかりません。私も沖永良部の方が方言でしゃべるとわかりません。そうすると、それと同じようにのどが痛くでしゃべられない、そういう場合、どういうふうに救急車を呼ぶのか。GPSでもあって位置情報ができれば、それはいいと思いますが、そういうことも考えると、町としてもこういう最悪の場合を考えて行動をして、なるべく町民を守るようにしていただきたいと思います。

それと、最近では、新型コロナウイルスも2類から5類に下げたほうがいいのではないかといいようにも言っています。もうインフルエンザ並みでいいのではないかと、薬もできている、もうそろそろ下げるべきではないかと。そうしないと経済も回らないし、陽性者になれば10日間休む、濃厚接触者でも5日間と、そうなりますと人手不足の中で仕事というのは回せなくなっています。

そこでなのですが、1つの資料として、新型コロナウイルスが5類になった場合、どんな変化があるかといいますと、まず全体数把握は必要なくなります。受診場所も普通の一般医療機関で発熱外来だけで済みます。ですけど、診察や検査費用、2類ですと全額公費となりますが、5類になりますと3割の自己負担となります。今のところ、軽症というのは自宅療養プラス検査、あと中等症は大体入院、重症化も入院となっています。もしこれが本当に5類に下げられた場合、どういうふうになるか、どれだけ個人に負担がかかるかといいますと、まず、現在2類ですと中等症、軽症、重症だと原則無料です。無料で診察を受けられます。これが5類になりますと3割負担となります。大まかなことで調べたのですが、軽症ですと、約1回につき初診料プラス検査費用で7,000円かかります。中等症になりますと11日間入院と仮定しますと約10万円。これは食事代を除きます。重症化になりますと、約15日間の入院になりますと約20万円かかります。これは飲食代とか部屋代は除いています。これぐらいかかりますので、是非とも、今後新型コロナウイルスに対して、人がもう2割以上に来ていますので、なるべくでも低下をさせてゼロというのは難しいとは思いますが、できれば本当に一桁台で済むようにしていただきたい

いと思います。

新型コロナウイルスに関わりますマスクの使用、これもまた新型コロナウイルスの予防の1つとなっていると思います。今、夏前3月から4月にかけては、マスクを着けても暑くはなかったのですが、現在は、マスクを着けると熱中症というのが多く出てきています。その中で、まず与論町としてのマスクの扱い方ですね、仕事場とか農作業中、運動するときとか、そういったところのマスクの使用についてもいろいろ告知をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほどもお答えを申し上げましたように、結局いろいろな災害のときの危機管理というのは、やはり自分で判断することが一番だと思います。自助、互助、共助、公助という順番だと思いますが、一から十まで町がこうしなさい、広報をそうしなさい、マスクはしなさい、するなというよりも、本当に自分が1人で農作業しているときにマスクをする必要はないというのは、誰でも判断できるわけです。また、あるいは誰もいないところでジョギングをしたり、散歩をしたり、あるいは運動をするときにはマスクをする人はいないと思いますので、やはりそういうふうに自分で考えるというようなことで、大事なことは、自分も人にうつすかもしれない、人からまたうつるかもしれないという場合には自然とマスクはするという、そういうふうな考えも必要かなと思っているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 確かに人にうつさないということが一番大事だと思います。畑とかで1人の場合はですね、積極的に外してもらったほうが自分の命を守るということになりますので、そこを感じます。

では、教育長にお伺いしたいのですが、学校ではどのようなマスクの指導をしているのかお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。基本的には、学校の場合には、文科省がある程度ほとんどラインを示していただいています。基本的にいきますと、着用の必要がない場合は、こういう、こういう、こういう場合ですよというようなこと、人との距離がしっかりされてい環境や、きちんとされていない長い時間会話をお互いにするなどというところはしなければいけないが、距離があってほとんど会話がなくてという授業の場合は、マスクは外していいですよ。戸外で運動をするときはこうこうですといった、細かいですがそういったものが来ますので、基本的にその後は、今度は学校から家庭にそれを守ってわかりやすくですね。登下校も今まではほとんど一緒にみんなでマスクということでしたが、親の判断で登下校に

おいても集団でいっぱいお話をしたりする場合は、当然着けなければいけない、さっきのような発想ですね。だが、ちょっと自分が離れて1人で帰るよというときには、もうマスクは外して。そういう年齢の指導ができるのは、発達段階に応じてできない場合、低学年であるときは、「はい、ここでみんな外しましょうね」とかいう時間を設けて、大人がいわゆる10分とか15分の短い間の活動のときには外させてあげるといようなことを、そしてくどいですけど、「ちょっと息苦しいなと思ったら外してね」といようなサインも教えておくといような、いろいろな指導をしながら、先ほど町長がおっしゃったのと似ているのですが、子供たちも自己判断ができるようにして、そこで発表がないのにずっとマスクを着けないでいる子を怒ったりすれば、みんなやれということになるので、そういう判断を先生も自然に行っていけるように、自助判断、自主判断ができるようなことも、くどくどと説明をしていくといようなに努力しています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。マスクも時と場合によって使い分けをしていただきたいと思います。生徒の中には、本当にあの子が外していないのに、私が外すとちょっと嫌だなという気持ちになる生徒もいると思います。そういうときは、先生から一言でも「外していいのですよ」と、「今はみんな外しましょう」ということも声をかけるようにしていただきたいと思います。

それでは、次の2の質問事項に移りたいと思います。GIGAスクール構想によるタブレット端末の授業ですが、現在、もうすでに生徒に1人1台わたっていると思うのですが、現在の通信状況、Wi-Fiだったり校内のLAN、ネットワーク等はどうなっているのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 学校の方のWi-Fiは、最低限必要なところにはまだ置いています。例えば、学校によっては各教室等はオッケーであっても、体育館とか理科室とか特別教室まで十分回っていないところもありまして、学校からは、そういったところでも使えるようにいような要望は上がっています。まだ、当然ですが、予算の関係でそこまではばつと対応はできないので、順次といようなことで対応しているところでもあります。御存じのように、1人1台はもう全員に配布して使わせている段階に入っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、そのタブレットを家に持って帰っているようにも指導していると思うのですが、その中のセキュリティに関して、アカウントとかパスワード設定というのは生徒個人がやっているのか、それとも学校の先生が指導して

いるのかをお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） アカウントとパスワードについては割り当てがありまして、教育委員会で全員の子供の名前とパソコンのタブレットを全部認定して、一人ずつのアカウントとパスワードを与えてあります。それは全て教育委員会の方で、子供一人一人に割り当てて、小学校にいる間は小学校でそれを使い、中学校に行くときにはまた中学校でそれを使いということで、中学校の時点で終わりをして、またタブレットも返すという形を取っています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） タブレットの持ち帰りはしているのですよね。家に持って帰ったときに、その後、おうちから例えばW i - F i が通じるような別の場所に持って行って、ネットとかS N Sを使うことは可能なのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まず、一番最初みんな持ち帰りをしていますかというのは、まだ持ち帰らせていません。持ち帰らせるように持ち帰る準備ができ次第ということで話をしていますが、学校の方でも十分な指導をしたり、その持ち帰るための宿題とかW i - F i とかの判断がありまして、十分な持ち帰りはしていませんが、持ち帰らせられる状況もして持ち帰りもしてはいます。ただ、持ち帰りできる状態にして持ち帰らせるのは、毎日持ち帰っていけるというような状況にはまだなっていないということです。

それから、家庭の中にはまだ十分W i - F i がないところもアンケートの結果ありまして、そこについても、まだ貸し出しの予定の方向でルーターを取り入れるという方向で、今検討中の段階であります。

それから、質問にお答えしますが、それを持って帰ってW i - F i のつながるところで使うのはオッケーです。もう携帯と同じですので、自分のタブレットを持って行って、当然学校でもW i - F i はつながるところは使えます。持ち帰って家でつながるところは使えます。ということですので、公共の場所に行ったりして、使える場所に行けば使えるということですね。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでは、家庭内にもし持ち帰れるようになった場合、先ほど言いましたように家庭内の通信設備というのも大事になってくると思いますが、家庭内のW i - F i に対してルーターとかの費用というのは、どういうふうになるのですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君）　それが地区内もいろいろ私も調査をしまして、価格もいろいろありまして、例えば5,000円か8,000円ぐらいのルーターを買っておうちに持たせます。通信費用は基本的に家庭がもつと。それをお返ししてもらって貸し出すというようなパターンの方を今検討はしています。

○議長（高田豊繁君）　1番、南有隆君。

○1番（南　有隆君）　それでは、そのタブレットとかを万が一落として壊したとか、あとアプリの使用とか更新、セットアップ等あると思いますが、実際エラーですね、トラブルが起きた場合の対処法はどのようなになっているのですか。

○議長（高田豊繁君）　町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君）　家庭に持ち帰るときのこと、個人に貸し与えますということにしていますので、個人が責任に帰すような壊し方、壊れ方の場合、個人でもつというように謳っています。必ず壊したり、もう数件出ています。過って落とした、友だちがちょっとぶつかって落としてしまったというようなのはありますが、現時点で個人に帰して必ず弁償しろということではなく、今はそういうものがあった場合は、教育委員会でその理由書を見ながら対応をして修理したりしているという状況になります。

それから、セットできない場合とか動かない場合の不具合に対しては、こちらに係長もいますが、いろいろなパターンが出ていますので、担当2人が学校を巡って確認をしたり、修理をしたり、問い合わせをしたりという形で、今学校と連携をしながらその状況に応じた対応を日々行っているという状況です。以上です。

○議長（高田豊繁君）　1番、南有隆君。

○1番（南　有隆君）　それでは、高度な関係になると思いますが、コンピューターウイルスとかああいったものに感染した場合、一発で学校中のタブレットとかパソコンなどが感染すると思うのですが、その対策もばっちりということでしょうか。

○議長（高田豊繁君）　町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君）　ちょっとそこまでになりますと、私がコンピューターウイルスに侵された場合はどうするかというところまで聞いていないので、わかる範囲でうちのちょうど専門が来ていますので、杉田君の方に。

○議長（高田豊繁君）　杉田教育委員会主幹係長。

○教育委員会主幹係長（杉田恭宣君）　お答えいたします。

一応、今設定については、フィルタリングソフト等で有害なもの等を省くような形にしてありまして、基本的にはホワイトリストに登録されているもの等は、基本は見えないようになっておりまして、支障が出る場合に関してはそういう学校等か

ら連絡をいただいて、そのサイトを外したりとか、逆に見えるようにしたりとか、そういう形にもしています。基本的に壊したりとかというのは、最近は落として画面の破損とかがほとんどになっていますので、今度の補正の方でも計上させていただいたのですが、保護ケースだったりとかで対応できるように、できるだけ修理費も抑えられるように検討しているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでは、学校で使った情報とか映像、先ほどここにありましたように体育の時間に映像を撮って、見て、また勉強するというのも、本当にすばらしい授業ではないかと思っています。そういった場合、そういった情報等が映像のバックアップだとかデータの保存、そういったのは教育委員会でやっているのか、それともクラウド側がやっているのか、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 杉田教育委員会主幹係長。

○教育委員会主幹係長（杉田恭宣君） 基本的に教育委員会で別にサーバー等を置いて、バックアップをとったりということは特にはしておらず、基本的にクラウド上で運営をしています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） クラウドからもし何か支障が出た場合は、すぐ教育委員会の方に連絡が来ると、情報が漏れたとか漏洩したとか、そういった場合にはすぐ教育委員会の方に連絡が来るようになっているのですか。

○議長（高田豊繁君） 杉田教育委員会主幹係長。

○教育委員会主幹係長（杉田恭宣君） ちょっとその連絡体制については確認をさせていただきます。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） わかりました。それでは、このタブレットを使って、生徒同士のこういった情報共有とかやり取りというのも、今は可能になっているのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 一部そういうのも一生懸命トライをしています。下にありますように、情報教育担当学校の情報教育を担当する先生の認識とか理解度とか、その力にもよりますので、徐々にそういうのを増やしながらですね、お互いに画面で共有できるものをやったら、この授業はいいなという意見交換の場をそれに取り入れてみたり、録画をして使う方が効果がある場合だったり、今一番多いのは調べ学習ですね。図書館に行って、国語でいえば、この作者はどういうものを書い

ていて、どういう傾向のがあるのだろうかとか、作者についてもう少し細かく調べてみよう、ほかの作品はどういうのがあるとか、そういう検索作業によく使っています。さっきの御質問についてですが、ネット上の万が一のところがとても難しい部分ですね、付け足しますが、何か学校がおやっと思うことは、教育委員会に上がるようには全部なっています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 本当に情報とか映像というのは漏洩しがちなものですので、必ずウイルスから守るセキュリティだけではなく、情報漏洩というそういったセキュリティもしっかりしていただきたいと思います。

それと、やはりこのタブレットは教科書ではないので、やはり現在でも紙の教科書もあると思うのですが、紙の教科書とタブレットを使いますと、ハイブリッド型の授業になると思うのですが、そういった場合、今、紙の教科書がほぼ主流だとは思っているのですが、今後もしデジタル教科書が出てきた場合、まだまだ先のことだと思うのですが、紙の教科書についてどういう扱いをしようと考えているのかお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。文科省もデジタル教科書を無料で一部配布するような方向にもしているのがあります。これは紙を使うか、デジタルを使うかというのは、学校の先ほどの対策ですね、使用度の能力にもかかっているので、慌てすぎずにまたゆっくりしすぎずに、学校が使って価値があるものそれと予算の関係がありますので、どの教科から一緒になって入れていくかというのを去年もそういう話し合いをしながら、令和4年度は数学をやりましたね、全員一緒に数学をやるというふうにして、その使い状況、使い勝手の良さがあつたときに、次の教科は何がいいかということで、学校の先生方もスキルを高めながら活用できることをしないと、単なる技におぼれてしまって、見せるだけになったりしたら、いわゆる本物の学習が低下してもいけないので、紙とのバランスを取りながらですね。話は変わりますが、先般、広島大学の先生が紙媒体であなたは理解しやすいか、デジタル型かという実験をしました。今のところ高学年は、新聞の方に載っていましたが、やや紙の方が理解しやすいというものもあるので、丁寧にやはりそういうメリットをしっかり生かした教育をやらないといけないというように思っています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 私も、その紙とデジタルのことについてちょっと新聞で読みましたが、中には、鹿児島県鹿屋市にある学校なのですが、教員がポイントをまとめた黒板を端末のカメラで撮影して保存すると、そうすることで書く必要がなくなる

と、すぐデータを保存できるから楽だと。授業後に参加した教員からは「思考の共有の速さがデジタルではできる」と、そういうふうに言っておりました。しかしながらですね、先ほど教育長が述べられたとおりに、書いて覚えるというそっちが得意な生徒もいます。そうなりますと、紙に鉛筆で書くより、中にはタイピングを打って、書いて覚えたほうが早いという生徒もいます。この2つの生徒をじゃあどう扱うのかと、そうなりますとやはり教師としてもまた仕事が増えると、先生も大変になってくるのではないかなというふうに出ています。ですが、今の子供たちはスマホが流行っている関係上、デジタル、もう書いておく、先ほど言ったように、僕なんかの時代は辞書で調べるというのが当たり前でしたが、今ではググると、グーグルで検索する。あと、声で「与論町」と言えば、与論町に関するものが一遍にぱっと30件も40件も出てきます。そういう時代です。ですが、やはり教科書というのは無くしてはいけない文化の1つだと思っていますので、是非とも両方が、私たち大人の都合ではなく、生徒たちのより学力が伸びるように使っていただきたいというように思っています。

最後に、タブレットのトラブルを聞きたいと思います。現在、私が調べたところ、鹿児島県内で2021年度のネットトラブルは4,179件起きています。全国だと5万406件起きています。与論町では、ネットトラブルが起きたというのは聞いていないのですが、中には、本当に簡単な作業で儲かるとか副業で儲けないとか、あと小学生10歳以下で一番多いネットトラブルは、オンラインゲームの課金ですね。こういうのが増えています。実際、与論町でネットトラブルが起きたという事例はあるのかお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） この最近のGIGAスクールになる前にありました。やはり携帯電話による誹謗中傷みたいなのが、同じ学年の中でいじめみたいなものが起こったことがあります。そういうのも私は踏まえて言いましたので、このネットへの書き込みとかそういったものは道德の時間やら、この前も教職員研修会を開いて、南議員も参加していただいて大変感謝でしたが、文科省の最先端にいらっしゃる人のIDパスワードを抜き取られた後の悲惨なる状況についての学びをしましたが、現実にはやはり子供たちがそういうことに巻き込まれますので、ネットに書いてあることはみんなが見て、ずっと残るんだというようなことが授業の中で教えていく、伝えていく、保護者もそうしないといけない。だからこの我々の進展している機器とその光と影の両方を上手に伝えていくというのは、かなり時間とあれが要るんだなというのはつくづく考えていますので、もう最低限のことは、繰り返し繰り返し、PTAの中でも学校が講師を呼んでPTAでやっていますけど、参加しないと

ころの中に起こり得る可能性はいっぱい潜んでいるのですね。そういうところは非常に背中をかきたくてもかけない苦しさなのですが、さまざまな形で文書を届けたり、学級でやるとかいうことで、最も大事なことを押さえながらまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） ありがとうございました。あと 2 分となりましたので、最後ですね、本当にこの G I G A スクールによってタブレット、デジタル化が進んでいます。これによって、今までにないようなことの弊害とかが起きています。いいこともあります。そこもいいこともあれば悪いこともあると、先ほど教育長が述べられたようにですね、いい面、悪い面を本当に何回も言って、子供たちが理解できるように、そしてまた大人たちもちゃんとデジタルについて理解できるようにして、子供たちと一緒に僕たちもまた勉強してまいりたいと思いますので、そのときはまたよろしく願いいたします。

それでは、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。会議は 10 時 30 分から再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

—————○—————

休憩 午前 10 時 22 分

再開 午前 10 時 31 分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9 番、沖野一雄君の発言を許します。

9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） まず初めに、大災害や戦争などの非常事態を表す「有事」という言葉があります。最近、食料安全保障や食糧危機あるいは食料有事というフレーズをよく耳にします。つまり、長引くウクライナ侵攻や心配される台湾有事などの懸念から、最悪の事態への備えを急ぐべきとの考え方があります。私たちの日常生活はもとより、非日常、有事においてさえ命と暮らしを支え続けていくものが農業であります。私は今回、この大事な基幹産業である農業の重要課題と施策について質問させていただきます。

1 持続可能な本町農業の振興対策について

(1) 環境保全型農業の中心課題とも言うべき、畜産糞尿の処理及び良質の堆肥生産に向けた解決策として、短期間で糞尿の高温発酵及び堆肥化が可能

とされる「特許技術・YM菌」が今にわかに注目されているが、その導入・活用について御意見を伺いたい。また、導入しない場合、この喫緊課題をどう解決していくお考えか、あわせて伺いたい。

(2) 農業の生産効率化を図る上で、作目別の生産技術及び経営改善に係る農家に対する指導面等において弱さが見られることから、同じ作目間でも農家ごとの生産力（技術）において格差の広がりを生んでいる。この農家個々の格差解消（底辺層の引き上げ）と高い生産技術の普及・平準化を徹底していく必要があると考えるが、今後の対策の進め方などについて伺いたい。

(3) 持続可能な環境保全型農業の振興発展を目指す観点から、農家が利用している有機質肥料（未熟堆肥を含む）と化学肥料の使い分け、農薬等を組み合わせた適正な使用方法など、改善すべき重要課題の1つとなっているが、今後の目標と改善策の具体について伺いたい。

以上です。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えをします。

まず最初に、YM菌の導入活用についてです。

微生物の力で有機性廃棄物を物質変換し堆肥化するYM菌について、議員の皆様から御紹介いただいた施設を、関係課の産業課と環境課にて先般視察を行ったところであります。現在、堆肥センターの処理において苦慮している雑草種子の処理のための温度上昇も10日程度で90度以上に上昇することや、堆肥化の作業工程自体もタイヤショベルでの切り返しのみで45日間で堆肥化が行えることなどから、堆肥の資質向上や作業の効率性など、期待の持てる先進技術と認識しています。

現在、このYM菌実証試験に向けての調整を行っているところであり、本町においても視察先と同様な成果が得られるかの検証を今後行ってまいります。

次に、持続可能な本町の農業の振興についての高い生産技術の普及・平準化を今後どうしていくかということです。

農業の生産効率化や生産技術向上については、大島支庁沖永良部事務所与論島駐在の技術専門員、与論町技連会、JAの技術員をはじめとする関係機関とも連携して、各種研修会の開催や先進地視察等を行い、農業指導等を含めて生産力の向上に努めてきたところであります。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会や視察の中止又は勉強会等の開催頻度の減少など、対面での会合や視察等が行いにくい状況が続いています。

農家個々の高い生産性の維持や向上を図る上では、後継者の育成や農地の集約を

図りながら、これまでの経営実績を踏まえた中長期目標の設定及び先進技術等を活用していくことが重要であると考えます。現時点で行っている書面での技術提供や、各農業部門においてのオンライン研修会の開催、営農指導等の定期開催なども関係機関と連携し取り組んでまいります。

次に、肥料や農薬などの適正な使用方法についてです。

環境保全型農業の基本的な考え方として、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を行うこととされています。農作物の栽培ほ場や管理の仕方によって土壌中の養分含有量は異なるため、最も重要となるのが土壌診断の診断結果に基づく土づくりであると考えます。

土壌診断結果に基づいた適切な施肥管理を行うことで、各種作物に適した土づくりを行えることや、堆肥利用では補えない部分のみを化学肥料で補うことで施肥過剰の防止にもつながり、環境に配慮することはもちろんのこと、肥料コストの低減も可能となります。

今後の目標と改善策につきましては、農業における土づくりの重要性について各種農業関連の会合において、さとうきびや園芸作物等栽培研修会をはじめとする研修会などを実施していくことや、土壌診断センターの利用促進を図り、科学的なデータに基づいたほ場環境整備を行うことで、化学肥料等の低減とコスト削減、環境に配慮した農業経営が行えるよう関係機関と連携し取り組んでまいります。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 3 点御質問申し上げました。それでは一番最初のYM菌の導入をメインとした質問に深掘りをしてみたいと思います。そもそもYM菌というのは急に最近、私たちの議会の委員会で報告申し上げましたとおり、あまり耳慣れない菌の名前ですが、調べてみますとなかなかすばらしい菌だということで、私たちもこれはよろしいのではないかとということで、執行部の皆さんにも是非ということでお願いをしているのですが、少し詳しく紹介をしながら、また今後の課題などについて議論を深めてみたいと思います。

このYM菌というのは、そもそも株式会社山有を立ち上げた山村正一さんという方の山村のYMという名前をつけたようです。これはバチルス菌といいまして、枯草菌、納豆菌はその一種だそうです。枯れ草とかそういったのに付く菌だそうです。枯草菌であるとかあるいは土壌の中にあるいろいろな土壌菌の総称がバチルス菌と言うのだそうですが、それに属する発酵菌だということで、90度からおおむね100度前後の超高温好気性条件下で活発に働いて、さまざまな有機性廃棄物を分解する好気性細菌だという位置付けであります。好気性というのは空気を好むと書いて好気性ですね、ですから空気とか酸素の中で増殖をするという特徴のある

菌で、その対語として嫌気性という言葉がありますが、空気を嫌う、酸素がなくても勝手に増殖して悪臭を伴ったりするのが嫌気性菌というものですが、そのちょうど反対の空気、酸素を好む好気性細菌という位置付けになっています。

この山村さんが、27年前の1995年に発見をされて特許微生物群に指定をされています。私たちが視察に行って、産業課の職員の皆さんもごく最近視察に行かれたようですが、この財部町の堆肥工場で「かんとりスーパー」という完熟堆肥を出しているのですが、これのメイン原料といいますのが、鹿児島市の下水道汚泥が一番量が多いようですが、そのほかに鹿児島水族館の汚泥であるとか、焼酎廃液、動物の糞尿であるとか、あるいは芋焼酎の残渣であるとか、そういったのをうまく使っているということで、冒頭で一般質問の前に所管事務調査の中で紹介がありましたが、YM菌の培地、培地というのは培養物質ですね、培養物質とその原料とを混ぜて水分の多いものと少ないものを2つに分けて、貯留プールで培養したりあるいは混ぜて堆積させたりする方法で発酵槽を使って発酵させていくと、そして、酸素を送るためにエアレーション、高圧空気で空気を送って通気管理をして仕込みをすると、そして5、6回ほど繰り返し作業を繰り返すことによって、やがて含水率が30%以下になると、大体でき上がったという形で、その工程が培地において原料と菌との混合から発酵まで約45日で済むということで、そのすばらしい短期間で製品化ができるということで、これはすばらしいなということで私たちはそういった印象を受けて帰ってまいりました。その発酵させた後は一応ふるいにかけるようですが、ふるいをして細かいものをその完熟堆肥として出し、あるいは、一部菌を含んだ戻し堆肥としてまた使っていくというシステムのようなようです。そのYM菌発酵システムの特徴として、まず今申し上げましたように、約45日で発酵処理ができるということ、それからオガクズとかモミガラとか、通常は水分調節のために使うのですが、そういった副資材を用いなくても堆肥づくりが可能であると。それはオガクズとかモミガラは、外から買わなくてはいけませんので、その代わりにほぼ完成品に近い30%程度の戻し堆肥を副資材の代わりとして使ってやるということのようです。与論の今堆肥センターに持ち込まれている牛糞堆肥というのは、大体水分が90%とかですね、そういった水分率の高いわけですが、そこが大きな今までネックになっていたのですが、焼酎の廃液とか鹿児島で多い豚の糞尿であるとかもやはり水分が90%以上ということもあって、ちょうど与論町の牛糞と似たような感じではないかなとみていますけど、そういったものでも発酵処理が可能だというお話をいただいて、非常に力強い印象を受けました。

さらに、その嫌気性ではなくて好気性ですので、悪臭の発酵がそんなに出不いということで臭いもそんなに強くないというお話でした。実際工場に行ってずっと

回っている間、多少の臭いはしますが、やはり原料からも臭いはしますし、そういったことはありますが、好気性発酵ですので悪臭発生は抑えられるという位置付けですね。それからもちろん高温ですので、雑草の種子とか病原菌が死滅して、良質な堆肥になるということです。それから大事な点は、やはり見た感じコストがかからないなという印象を受けて、今の堆肥センターのある既存の施設にちょっとした工夫を加えて、足りないところを補っていけば、与論堆肥センターでも導入はそんなに難しくないのではないかという印象を受けたわけであります。

なお、ネットとかで調べてみますと、このYM菌を使った堆肥型の発酵施設というのは北海道から沖縄県の宮古島まで、宮古島の宮古島市資源リサイクルセンター、これは産業課の職員も去年見に行かれたようです。この宮古島市資源リサイクルセンターでは、それまで赤字だったのですが、このYM菌を活用して下水汚泥を堆肥化して経営が改善して黒字になったという記事もネットに載っています。そういう意味で全国では30カ所程度ほどあるようですが、かなり今知る人ぞ知るで、あまりコストのかからない施設として注目を浴びているようです。

それで私がちょっと紹介したいのは、完熟堆肥の比較を、与論町の堆肥センターの堆肥と「かんとりスーパー」の堆肥をちょっと紹介してみたいと思います。まず炭素率というのがあります。窒素と炭素、窒素分を分母にして分子を炭素にするのですが、N分のCですね、炭素率というのがこの「かんとりスーパー」は5.9%、与論町の堆肥センターの堆肥は9.1%。これはどういう意味かといいますと、大体その10という数字があって、10よりも上の11とか12とかになると肥料効果は非常に低いと、その代わり有機物が多いですので土壌改良の効果が高いということになるようです。結論的には肥料効果の高さを表す、より肥料効果が高いのか低いのかというのは、10よりも高いのか低いのかなのですが、町の堆肥センターについては9.1%ですので、やや10にほど近いということで肥料効果は低いとは言いませんが、そんなに高くはないという数字になるかと思います、9.1%ですので。「かんとりスーパー」は5.9%、かなりこの炭素率が低いですので肥料効果は高いと言えます。

それから、窒素全量、全体に含まれる窒素の量、これは「かんとりスーパー」は4.85、町の堆肥センターの堆肥は1.68。これまたかなり開きがあります。窒素分が与論町の堆肥センターの堆肥には少ないということです。もともと牛糞堆肥には窒素分が少ないと言われていますが、そのとおり示す数字かと思います。

それから水分含有率、与論町の完熟堆肥と言われているものでも40.0%になっています。「かんとりスーパー」は17.2%、かなり差に開きがあるということですね。堆肥センターは40%の水分含有量があると、完成品ですね。

それから、有機炭素率というのがあります。これは堆肥としての肥沃度を表す数値で、もう少しわかりやすく申し上げますと、二酸化炭素の吸収度を示す数値だそうですが、その数値が高いほうが肥沃度があると、要するに肥えているということのバロメーターのようです。有機炭素率「かんとりスーパー」は28.7、与論町の堆肥センターの数値は15.3になっています。これを見ても明らかに2倍ぐらいの有機炭素率の差があって、「かんとりスーパー」の方が肥沃度があるということです。

pHについては、両者7.6と7.7で「かんとりスーパー」の方が少し低いのですが差がなく、弱アルカリ性になっているという評価がありました。ほぼ一緒です。ちなみに総体的に申し上げればかなり差がありますが、植物は大体弱酸性が好みようです。そういった意味ではpHについては中性よりも少し高い弱アルカリ性になっているという状況のようです。

それからですね、ちょっと「かんとりスーパー」のところから取った試験場の県の環境技術協会が測っている試験成績書を拝見しましたが、それに残念ながら「かんとりスーパー」の方が、リン酸とかカリ、石灰分のデータが入っていないのですね。そこは何か意味があるのかちょっとお金が足りなかったのか、あるいはリン酸とかいうのは大体下水道汚泥に非常に多く含まれていますので、もともと別に測らなくてもいっぱいあるよということで測らなかったのか、そこはちょっとよくわかりません。リン酸とカリと石灰分のデータがなかったというのがちょっと、与論町の堆肥センターにはちゃんとあります、数値が出ています。ですから、この2つを比較することができなくて、できたら執行部の方で、産業課の方で今後要調査をしていただいて、より細かく調べていただきたいというのがあります。産業課長いかがですか、その部分要確認という意味でお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、皆様方のおかげさまで、先日8月16日から18日にかけて視察をまいりました。そこでいろいろなものを見せていただきまして、今後こういったものを含めて、実施をしていく考えをしておりますので、そこもあわせて今おっしゃった養分、微量元素についても同時に調査してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今、窒素、リン酸、カリと言ったのは微量元素でなくて、最も大事な養分ですので、しっかり調べていただきたいと思います。

いずれにしろ、今わかっている「かんとりスーパー」と与論町の堆肥センターの堆肥と比較すると、やはりそれぞれ炭素率とか窒素量とか水分とか有機炭素の総

量で、やはり「かんとりスーパー」の方に明らかに軍配が上がるという形が出ていますので、しっかりと今後また調査をしながら頑張っていたきたいなと思います。

それで、改めて申し上げますと、本町が仮に導入する場合ですね、メリットというのは今までも紹介申し上げましたように、やはりコスト的な面、それから短期間、今堆肥センターでは完熟堆肥にするまで3か月ぐらにかかっているのですかね、それが45日に短縮できるということ、それから雑草の種子とか病原菌が死滅して肥料効果が上がるということ。それから何よりも今の堆肥センターの経営改善という面で、今大きな赤字になっていますので、これが黒字に転換するというメリットも当然大事なことですし、何と申しましても一番大事なことは、与論町の環境衛生上の本当のこの大きな懸念事項ですね。家畜糞尿の処理について、大きな解決策につながるということでメリットが大きいかなと思います。ただし、やはり私たち議会の中でもいろいろ勉強してみますと、いろいろ課題がやはり浮かんでくるのですね。例えば、できれば私たちとしては全畜産農家ですね、100%というのはちょっと無理かもしれませんが、少なくとも8割、9割ぐらいの畜産糞尿を回収していただきたい。回収してそれを堆肥化をしていただきたいということが希望であり目標とすべきですので、今の料金システム、回収方法、今現行1トン500円ですね。それからセンターの回収率は今70%というように聞いていますが、本当にそんなにあるのかなというちょっと疑問があるのですが、現行の制度をもう少しいいように農家の人たちが利用しやすいように、回収率が上がるような方法で是非検討していただきたいなと思います。

それからちょっと気になるのが、今の堆肥舎のあり方、例えばし尿が垂れ流しにならないように、特に少数経営の頭数の少ない10頭未満のところは、堆肥板もないところもありますので、それから堆肥舎がないところもあります。そういったところがちょっと気になる場所ですので、しっかり畜舎関係の整備ということで整備改善も課題でありますので、そのあたりしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。これはちょっと具体的な話になりますので、産業課長、そこを手短にちょっとお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） ありがとうございます。今、堆肥舎の整備についてですが、昨年度から本年度にかけて堆肥舎の整備、本年度におきましては簡易的な牛舎の整備ということで、例えば、昔ながらの牛舎がまだ数件結構残っているものですから、後ろに雨よけができるような軒の張り出しとか、台風等とかそういった長雨とかで打ち雨がしないような簡易的な整備もできるような補助事業も計画していますので、

そういったものと、あと本年度導入予定であります破砕機も入れながら、できるだけ畜舎外から糞尿とかそういった汚泥とか流れないように対策を、同時に講じてまいりたいというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 改めてですね、牛がどの程度糞尿を出すかというのをちょっと紹介してみたいと思います。全部で皆さん共有していただきたいというのが私の気持ちですので、肉用牛の家畜排せつ物がどのくらい出るというのは、農林水産省がデータを出しておりまして、前にもちょっと紹介しましたが、2歳以上の肉用牛、一日当たりうんこの量が20キロ、尿が6.7キロ、合計で26.7キログラム出るそうです。子牛ではなくて2歳以上の肉用牛ですね、大きな成牛です。そうしますと26.7キログラム×1年間365日しますと、年間で1頭当たり9.8トン出ます。それを今5,600頭ぐらいいるのですかね、私ちょっとデータがありませんが、2歳以上となると約5,000頭とみてもですね、子牛2、3頭ぐらいで親牛と同じくらいになるでしょうかね。おおむね5,000頭ということで少なめに計算して掛け算をしますと、年間5万トンの糞尿が出るわけですね。5万トンですよ、皆さん。うち25%、1万2500トンが尿になるのですが、年間5万トン。一方では人間はどれくらい出すのかというところで、ちょっと比較してみたいと思います。人間の排せつ量は、大体調べてみますと一日約1.7キログラム出るそうですね、8割が尿だということで、人間が1.7キロ糞尿を出すとして割り算をして比較をしてみますと、牛1頭で人間の成人の約15、6倍の糞尿が出るという計算になるわけです。そうしますと、やはり当然与論町の水質とか環境汚染、当然のように大変な原因はこの牛の糞尿にあるというふうに考えて間違いないと思います。もちろんほかに化学肥料であるとか農薬であるとかいろいろありますが、やはりこの家畜の糞尿というのが一番大きな原因であろうと思いますので、これの解決に向けて、やはり喫緊の課題であるというふうに確認ができるかと思います。

こういったことも考えて、是非早めに検討し、しっかり事業化をしていただきたいのですが、町長の御答弁の中で「YM菌実証試験に向けての調整を行っている」ということですが、これはできれば早い方がよろしいのですが、相手もある話ですので、いつ頃になるのか、また回数は1回なのか、何回くらい予定していらっしゃるのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） 開始日ですが、一応、今担当の者とそちらの株式会社山有さんの担当と話を調整しながら、今月中下旬あたりから話を調整して、必要な機材とかいろいろ今それと打ち合わせをしています。早ければ向こうから担当の方々

が来島されて、本町の堆肥センターとかその状況を見ていただいて、その中でいろいろ回数とかそういったものを今後検討して決めてまいりたいというように思っていますので、一応、今株式会社山有さんとも連絡調整で、今月中下旬からそういった行動が起こせるかなというように思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 慎重にしながら、かつ早めにしっかり調整をしながら、調査をして実証試験もしていただいて、もし実証試験をしてやはり課題がまた出てきたということになれば、その解決に向けてもまた進んでいかなくてははいけませんので、是非積極的に取り組んでいただいて、もしYM菌が駄目であれば、ほかの方法をまた考えていかなくてははいけませんので、是非しっかり取り組んでいただきたいと思います。

なお、YM菌活用とあわせて、もしYM菌の導入が無理だった場合とかいうことも参考のためにちょっと申し上げますけど、農林水産省とか環境省の補助事業で、バイオマスとはちょっとまた違った方法も少しありましたので紹介したいと思います。これはある会社の名前も申し上げますけど、ネットで見た情報です。株式会社JETというところが特許技術によって、全国でも何カ所が導入しているようですが、急速発酵乾燥資源化装置「ERS」というのも出ているようですね。急速発酵乾燥資源化装置「ERS」、別名「バイオマスボイラー」と言うんだそうですが、要は機械設備ですね。これを入れることによって、これの一番の目的な畜産堆肥の品質向上と敷料の再生産、戻し堆肥として使ったりするのがメインのようです。たった一日で堆肥化ができるそうです、たった一日です。そういう急速発酵装置というのもまた開発されているようですので、是非参考のために知っていただきたいと思います。もう一つ、この株式会社JETという会社が、島根県と株式会社ミライエという民間会社と共同開発で、繰り返し不要の堆肥化装置「高圧通気システムイージージェット」というのを出しているようです。要するに、酸素を取り込むために繰り返しが必要なのですが、繰り返しが要らないくらい高圧空気を送り込むような機械のようです。そういったのもあるようですので調べていただきながら、もしそのYM菌の活用について少し足りないところがあれば、こういった機械等もまたあわせてセットで活用するのもありかなと思うことですので、是非調査していただいて執行部で頑張っていただければと思います。この取り組みについて町長からちょっと意気込みをお伺いして、次の質問に移りたいと思いますけど、町長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。議員の皆さん方から紹介を受けまして、

私たちの産業課や環境課の方々が研修に行ったということで報告がありまして、大変素晴らしいという感激をした報告を受けて、私もすごいなと、是非私たちも導入できればいいなと思っているところです。特にありがたいことには、有機性の廃棄物、生ごみとか牛糞とかそういうものを肥料、堆肥化できると、とにかく環境衛生面から非常にいいのではないかなと思うところです。それと温度が非常に高くなるというようなことで、雑草の種子を死滅するというようなことも言われまして大変ありがたいですので、是非導入できればいいなと思っているところです。この検証会を行って、今後検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 次の質問に移りますが、今の質問については、後で原議員からもまた質問があるようですので、是非足らないところはまた補っていただければと思います。

次の質問に深掘りをしてみたいと思います。私が申し上げたいことは、農業の振興を図る上で、今ちょっと農家個々の生産に関する差があると、技術の差があるし、意欲の差があるし、要領に差があるということで、もう少し底辺層の皆さんを引き上げていただきたいなと、そういうところの指導をしっかりしていただきたいというのが結論なのですが、御答弁の中でいろいろな研修会とかコロナの影響もあってなかなかできなくて、今足踏みをしているというような説明のようですが、トータルとしてはしっかりやっていきますよというような御答弁をいただきましたが、やはりちょっと私が今受けている現状、あるいは農家の皆さんと話をする中で、私も実際さとうきびをつくったり、里芋をつくったりしています。また、小さい頃は牛も飼っていましたが、そういう意味で農業というのは私は非常に重要な産業だということを考えていますので、そういった経験も含めながらちょっと紹介してみたいと思いますけど、例えば、さとうきびについては、ちょうど200年ぐらい前からこの与論あるいは沖永良部でも栽培が始まったという歴史があって、200年の歴史を持っているわけですね。そういった中でいろいろな生産技術の体系化とか、最近では農作業の受委託が進んで非常に進化をしているわけですが、やはり農家個々の反収とかそういった技術には、格差がやはり見られるわけですね。人によってはできるときには11トンとか12トンとか反収を上げられる方もいれば、もうずっと株出しのまま放置されて2トンも出ない、3トンも出ないという方もまたいますしね、そういったこともあってよく観察してみますと、例えばさとうきびで言えば、収穫後の株出しとか、あるいは春植えした後の一番大事な梅雨の時期までにしなくてはいけない管理作業というのがあるわけですね。雨を利用した管理作業というのがいろいろあるわけです。例えば、雨が降った後は草も取りやすいし、

肥料も吸収が良くなるということもあって、そのさとうきびの梅雨時までにしなくてはいけない、梅雨の終わりまでしなくてはいけない作業、中耕であるとか草取り、追肥それから培土、そういった作業がタイミングがずれてしまって手抜きがあったりして、結局収量が上がらないという例が見られるわけですね。個人差があるわけですが、後で紹介しますがそういったのがありますし、例えば牛については今非常に急速に与論の経済を引っ張っている一番の原動力になっていますので、技術も高いし、勉強熱心な方が多いしいいのですが、やはり若干10頭未満の飼養をされている方については、ちょっと要領が悪いなというのを見ていて感じます。それから、里芋とかインゲンとかの野菜園芸、それから果樹生産ですね。果樹については、JAを通さずにほとんど個別に個人で販売されている方がほとんどですが、そういった野菜園芸と果樹園芸については、露地栽培とハウス栽培が二通りあるわけですが、いずれにしてもやはり生産技術とか経営技術の面で格差が広がっているという印象があります。例えば、私も里芋をつくっていますが、里芋で言えば要領の悪い人はこういう方がいるのですよ、実際にいらっしゃいます。里芋の種芋を購入するときに補助金が付いているわけですが、その補助金付きの種芋を購入して、もうそれを植え付けて翌年にはほとんど出してしまう。高いお金でその種芋を買ってですね、値段が良ければいいですよ、極端にものすごく高い値段で売ればいいのですが、翌年にはもうそういったのを出荷してしまって、その次の年、あるいはその次の年の種芋というのを、うまく確保していくという方法をあまり取らない人が結構いらっしゃるのですよ。それではちょっとコスト高になってしまって儲けが残らないわけですね。今年なんかは雨が多すぎたのとやはり病害虫もあったということで、非常に儲けが少なくて、最近の動向を見ても相当栽培農家も減っていますね。うまく儲けられないからですよ。でもそれは儲けている方もいますのでね、そういうところのしっかり技術を伝えてほしいというのが里芋の世界でもあります。インゲンも同様ですね。やはり収穫期がずれてしまったり、その原因は後でまた申し上げます。

一方、花、花き園芸、これはいろいろな作目の中では最も反収が高いですね。反収というのは、1反、1,000平方メートル、10アール当たりの金額が一番高いですよ、花というのは。ところが高い技術が求められる。施設園芸が主ですので、やはり台風対策、ハウスへの初期投資、そういったこともあってなかなか生産農家というのはものすごく今落ちてきて伸びが見られない。今後あまり期待できないような感じがして、ちょっと残念ですね。これこそが一番少ない面積で高い生産額が上げられるのですが、なかなか伸びていなくて、もう10年間ぐらい全然伸びていないですね、むしろ落ちています。

その原因をですね、ちょっと紹介します。農業作物全てにおいて、就業者数が減少していますよね、当然です。就業者が減少して、しかも高齢化が進んでいるということで、世代交代によって生産技術の伝承が不十分です。また、その高齢者というのは熟練高齢者、いろいろな技術を持っているのだが、残念ながらそれを伝える相手もなければ、伝えようとしてもなかなかうまく伝えられない、そういったこともあるわけです。もう一つは、あわせて副業的農家の割合が増えているのですね。結局、専業農家ではなくて、悪く言えば、表現を変えれば、片手間で農業をしているような方々がかなり増えています。ちなみに数字としてもあるのですが、副業的農家というのは、要するに農業を専業としてやっている人と、農業を副業としてやっているのにまた2つ種類があるのですね。これは、昔は第二種兼業農家と言いましたよね、今は副業的農家と言うのですが、こういった片手間で農業をする方が増えてきて、自然条件であるとかは場条件をあまり考慮せずに、いろいろな生産、ミスマッチ経営という言葉を使わせていただければ、そういうのがやはり多いということも、この生産がうまくいかないというところの原因の1つになっているようです。それからやはり日本の農政といいますか、行政の進めているJAも含めて、やはりこれから大規模農家とか担い手農家優先の農政を進めた結果としてですね、やはり小規模農家とか家族農業との技術的な格差、経営格差が広がったというように私は見ています。また実際に、そのような学者の皆さんもそういうふうに指摘をしています。そこにちょっと問題があるかと思うのですが、農業というのはやはり本来の話をしますと、大自然の恵み、生態系であるとか土といろいろな大自然の生態系あるいは気象条件、そういった恵みを活用しながら、農家個々の皆さんがその技術力、要するに腕ですよ。それから観察力、いろいろな畑の病虫害であるとか生育状況であるとか、そういったのを観察する力。それからモチベーションですね、一生懸命生産を高めていくんだというその気持ち。そういった3つの総合力がやはり生産に反映される産業ですよ。腕の力、目の力、心ですよ、この3つの総合力が生産に反映される産業だというふうに言われていますし、私もそう思います。農業生産の効率性を示す指標というのがあって、その指標というのは例えば土地を考えた場合には、土地の生産性、収穫量と面積と比較したいいわゆる反収ですよ、そういった考え方。それから労働の生産性、収穫量に対して労働量はどのくらい使ったのか、労働時間とその人数ですよ。その労働量を分母にして収穫量をどれだけ上げたのかという労働の生産性。それから設備機械の投資コストですよ、そういったのに対して収穫量はどうだったのかという、この3つの指標があるわけです。そこをしっかりとバランスを取りながら生産効率を上げてくのが農業なわけですよ。やはり賢くやらないと儲からないようにできているわけです。

私が申し上げたいことは、要領の悪い非効率的な農業者の皆さんを、しっかりと指導啓発をしていただきたいということが申し上げたいことですが、産業課長短く、どう思いますか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） 言葉は悪いですけど、今おっしゃったとおり、要領の悪いとかなかなかその方々に限ってですね、指導してもなかなか返事はされるのですが、やはり底上げということですので、やはりそういった方々も一緒になって、先ほどの中にもありましたように研修会が減ってはいますが、最近からまた研修会も増えつつありますし、また技術員不足でこちらのあれで、なかなかそういった指導も行き届かないところもあります。そういったところは隣の沖永良部事務所とか、そういった県の技術員とかも協力しながらですね、そういった指導も徹底していく必要があるかと思っていますので、そういったのも徹底してまいりたいというように考えております。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 実は、農家の方には今申し上げましたように、やや底辺層のうまく要領のつかめていない農家の皆さんのこういう声があります。「研修会等勉強会があるのは一応知っているのですが、その参加者の多くが経営規模が大きくてレベルも高い」ということで、ちょっと参加しづらい雰囲気があると、遠慮してしまうという若い方、いわば未熟な農家の方の声もあります。そういったこともありますので、しっかり底辺層の皆さんにしっかり技術とか要領とかを伝えてくためには、やはり品目ごとで言えば、例えばさとうきびとか畜産については比較的パンフレットをつくったり、いろいろな大きな作目体系みたいな、うまくさとうきびを出すためにはどうしたらいいかとかの年間作業とか、そういうのをつくったものがあるのですね、立派なやつが。畜産についても、ちょっと調べてみましたらあります。さとうきびと畜産については、そこそこ作目別の生産マニュアルみたいなものできていて、農家の皆さんもしっかりそれをわかっているのですね。あとは、やるかやらないかなのですが。ところが園芸作目あるいは花、そういったのはなかなか花とかは人数が少ないからというのがあるのですが、あまりいい資料がないというか、パンフレットというかマニュアルがしっかりあって、こうしたらこの作目はつくれますよというのが、あまり出されていないというのがあります。いろいろなネットで見えますと、やはり基本的な土づくりから植え付け、管理、出荷方法、そういったのを解説して、きめ細かな生産マニュアルをつくって、是非それを農家の方々に配っていただいて、やっていただきたいというのが1つ目の提案です。

「今でもやっていますよ」という声はあるかもしれませんが、やはり不十分だと思います。そういう実際の研修会とか勉強会の実施だけではなくて、家に貼っておいて、ちゃんとそれを見ながら年間作業とか、やらなくてはいけない作業が次々と先取りでできるような、そういうパンフレットをしっかりとつくって配布して、指導していただきたいというのが1つの方法ですよ。是非お願いしたいと思います。

それからですね、やはり関係団体、町長の御答弁にもありましたが、県の普及センターですね、技術専門員であるとかJAの営農指導員とか、あるいは指導農業士とかの熟練農業者ですよ、そういう本来は行政の指導者ではないのですが、そういった方々にもお願いをして、しっかりその技術を若い人であるとか少し要領の悪い皆さんに指導していただきたいというのがあります。是非、きめの細かい現場指導、レベルアップのための研修会、そういったのを徹底していただきたいというのが私の申し上げたいことです。そして、特に小規模農家とか家族農業者あるいは自給的農家の技術を高めるための支援というのは、今世界的な動きになっています。議長がバッジをここに持っておられますけどSDGsですね、国連が議決したSDGsの方向性というのが、世界の食料生産量の8割というのが、この小規模家族農業者が担っているのですね。日本は96%がこの小規模農家、家族農業です。残りの4%がいわゆる法人とか企業です。ですから、実態は小規模家族農業者がほとんどですね。ですから、今の農政の進め方とはちょっとまた同時並行で進める必要はあるかと思うのですが、こういう小規模農家、家族農業者を大事にしないと生き残れませんよということです。世界の飢餓問題を解決するためにも、このSDGsの目標として小規模農家、家族農業とかそういった小さな農家の皆さんをしっかりサポートしていくことが今からは大事ですよというのが、国連の議決になっています。そういう方向で是非取り組んでいただきたいなと思います。いかがでしょう、町長。農業の振興に関して、私は正直申し上げて、町長から熱意があまり感じられないような気がするのですが、これからこの農業の振興について、是非与論町の振興発展のためにも、今からいろいろなことがあるかと思いますが、生き残っていくためには農業を大事にしなくてはなりません。町長からしっかりお言葉を賜りたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変お叱りをいただきまして、申しわけないと思っています。本当に先ほどから沖野議員からありましたように、私が思うには、本当に与論町の農業で一番何が問題かという、高齢化と副業の問題だろうというふうに思っています。道を歩いていて、この畑の持ち主も年を取ったのだなというふうに見受けるところがあるわけなのです。その人の土地を集約化して若い人たちにすれば、それ

はもう非常に反収も上がり収入も上がるのですが、中にはですね、少しでも畑がないとやる事がないというふうなことも言われるわけです。結局、与論町のお年寄りにはですね、ほかの島に比べて、ほかの都会に比べて高齢まで働いている、何か仕事をしているという生きがいではないかなと、長生きの秘訣ではないかなと思ったりもするわけです。そういうことを考えると、一概に収入を上げるために集約化し、若者に土地を分け与えて減収をして一生懸命させればいいという、それも経済的な面ではそうかもしれませんが、健康的な面からは、畑があったほうが良い、行くところがあったほうが良いということもありますので、その付近はよく考えていかなければならないなというようなことを思います。それが意欲が感じられないということになるかもしれませんが、その自分でやってみて、本当に動ける間はやらないうちという気持ちがありますし、そのやはりなかなか人につくらせるということも、やはり思いきらないということもあります。しかし、現在の農業の振興からいきますと、やはり集約化をして経営交代をして島の発展を考えなければならないわけですので、そういうようなことに対して進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非リーダーシップを取っていただきたいと思います。

それでは、最後の3つ目の質問にまた切り込んでみたいと思います。やはり農業の基本は、ずっと農業の話をしてきましたが、何が基本かと言いますと、やはり土づくりなのですね。この御答弁の中にもありますが、この土づくりというのが農業の基本中の基本なのですね。土づくりというと人間で言えば健康ですよ、健康づくり。体が健康でないとやはり意欲もわかないし、動けないわけですよ。土づくりというのが一番ベースになります。この土づくりという面で、私が質問申し上げた化学肥料とか化成肥料とか農薬とか、そういったものの使い方をしっかりバランスを取りながら適正に使用していかなくていけないというのが、今の与論町の農業の問題の1つだと私は考えています。それで、例えば、化学肥料・農薬というのは、販売をしているのは殺虫剤とか除草剤を含めてJAですよ、JA組織あるいはネットで取られている方も結構多いんですけど、やはりどうも様子を見てると売上げ優先なのですね、残念ながら。売上げ優先で言えば反論をされるかもしれませんが、その適正な使用面についての指導というのは副次的になっている。副次的なその指導啓発、行政も含めてですね。そういったことでこの指導啓発というのが足りないというのが印象です。放つとやはり環境汚染につながるし、水質汚染につながるし、問題だから申し上げているのですが、その地下水への悪影響というのもすでに顕在化していますしね。化学肥料と化成肥料もそうですけど、有機肥

料との大きな違いというのは、土壌改良効果があるかないかなのですよね。土壌を改良してふかふかの土にするか、水はけが悪い、水持ちが悪い、そういった土壌改良効果があるかないかという差なのです。有機肥料、先ほどの堆肥とかあるいは緑肥とか、そういった有機物の肥料というのは、土の中にいる微生物によって分解されるわけですね。微生物によって分解されるために、その微生物の分泌物効果で、土壌の団粒化が進んでふかふかの土壌になるということで、そのバロメーターというのは、さっき冒頭のYM菌のところで申し上げた有機肥料の性質というのは、炭素率、N分のCで表せるようになっていきます。そういうことで、土壌診断というのが非常に大事だという話が答弁の中にありました。土壌診断センターは年間どのくらい利用して、それが例えば、全農家の何%、何割、1割もないのではないですかね、利用率はどうですか。土壌診断センターの診断件数とか、年間何人ぐらいが利用されていますか。簡単をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） 令和3年度実績で申しますと、土壌診断件数で562件の方がやっています。分析項目としては9項目ございまして、その中の3,286点ほど検査をしています。全体の農家のパーセンテージにつきましては、ちょっと把握していません。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 全農家の何割ぐらいが使っているか、どのぐらいの面積になるのかというところを、ぱっと産業課長が答えられないということは、あまり関心を持っていないというように聞こえるのですよね。そこをしっかりと即答できるように、しっかり課長も頑張っていただきたいと思います。ちなみに、農林水産省はこういうのを出しています。今年の6月に、「みどりの食料システム戦略」というのを打ち出しました。「みどりの食料システム戦略」でもって2030年の目標を設定しています。化学農薬を2030年に10%低減、化学肥料を2030年に20%低減というのを打ち出しています。ということは、当然自治体に対してもその指導とか通知とかがあると思うのですが、与論町の目標は設定されていないようですが、そこはどう考えていらっしゃるでしょうか。町長は答えにくいでしょうから、産業課長をお願いします。簡単でいいですよ、目標はありますか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） 今後検討させていただきます。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） やはり答弁の中には作文として出ていますが、やはり土壌診断結果というのはまず徹底する必要があるのですよね。そのためには、もちろんその指

導員であるとかスタッフも準備しなくてははいけませんし大変ですが、答弁にあるとおり土壌診断結果がまず大事なのです。それに基づいて新しい堆肥センターの完熟堆肥を使ったり、あるいは緑肥作物によってしっかり土づくりを進めていただきたいというのが、私の申し上げたいことです。例えば、緑肥作物については、今堆肥もそうですが、肥料とか飼料がものすごく上がっていますよね、これからも上がり続けます。こういった高騰対策にもなりますし、今農林水産省の方でも支援事業をいろいろ考えて頑張っておられるようです。この有機物を使った堆肥とか緑肥作物を使って、しっかり土づくりをしていただきたい。連作障害にもつながりますのでね。そういったことを申し上げたいと思います。

いろいろ申し上げたいことがあったのですが、ちょっと時間も3分になってしましまして、結論的には先ほどの島内産の良い堆肥をしっかり活用していただくことと、緑肥とかの有機質資材を使ってしっかり土づくり、それからできれば化学肥料とか農薬とかを抑えながら、いい活用方法を組み合わせて農業の振興に頑張りたいというのが、私の申し上げたいことです。

最後に、この必要な指導者等の資格というのがありますが、この指導者などの人材が不足しているのであれば、今、農林水産省、国土交通省は、いろいろな地方応援隊として若手官僚、20代、30代の係長級を2年間自治体に派遣する事業もあります。それから総務省は、今使っている地域おこし協力隊もさらに人数を増やすという計画ですので、しっかりこういった事業を活用していただいて、しっかり農業振興につなげていただきたいと思います。最後に、町長の意気込みをお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。私たちも島の植物を利用した堆肥づくりとかを進めてまいりたいなというふうに思っておりまして、特に本町はやはり生産性を上げるためには土作りは大事だと思っていますので、今後頑張ってまいりたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非、今台湾有事のこともありますので、農業は非常に重要です。今国民が飢えるかもしれないという専門家の意見もあります。農業は大事ですので、皆さん共に頑張ってまいりましょう。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 以上で、沖野一雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。午後は1時半から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午後 1 時 29 分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5 番、喜山康三君に発言を許します。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） こんにちは。頑張っていきましょう。よろしくお願いします。
一般質問を始めます。

1 海浜や海浜背後地の景観保全、自由に海浜利用できる環境づくりにどう取り組んでいるか。

(1) 船倉海岸をはじめ品覇海岸など海浜背後地の開発が進んでいる。住民や観光客が自由に海浜を利用できる道路確保と景観保全等を行うために、地権者や開発業者に対し積極的に協力要請を行うなど、制度づくり等に取り組んでいるか。

2 防災無線運用、組合消防体制について伺いたい

(1) 防災無線の放送内容、放送時間の長さ、火災発生時における通報と火災発生場所が大きく離れていることやデジタル音声は聞き取りにくいなどの問題は依然として改善されていない、見解を伺いたい。

(2) 消防設備導入の在り方、組合負担金の見直しについてはどのような見解を持っているか伺いたい。

3 与論町の郷土学習の取り組みについて見解を伺いたい。

(1) 郷土学習をどのように捉え、今まで何をどのように取り組んできたか。
今後、どのような郷土学習を進める考えか伺いたい。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず最初に、海浜や海浜背後地の景観保全それから海浜の利用についてです。

現在、国・県や関係機関と連携を図りながら、週報等による周知を図っているところであります。しかし、まだまだ周知の徹底に至っていないのが現状です。また、自然公園法における規制をクリアした案件につきましては、国や県も工作物の新築許可を妨げる法的根拠もなく、周辺住民への配慮と理解を得てくださいという要請程度の効力しかありません。

現在、景観を守っていくために、町民の賛同を得られるような景観条例の制定に向けて準備を進めているところです。

次に、防災無線の運用についてです。

防災行政無線の運用につきましては、緊急時以外、運用規則に準じ、災害情報、町行政の普及及び周知に関することなど、町民にお知らせする必要があると認められたものを放送しています。放送につきましては、これまでさまざまな御意見をいただいております、放送時間や内容について見直しや検討を行ってまいりました。引き続き運用についての検討を重ね、必要な情報提供に心がけてまいります。

火災や救急要請の際、携帯電話等による火災発生の通報を受けると、消防本部にある消防指令台において場所の特定を行い、音声合成放送により消防団の出動要請を行っています。自動音声については従来の音声の改良を行い、肉声に近い音声で対応しています。また、火災発生時における防災無線からの放送と火災発生場所の相違等については、個人情報観点から特定した発生場所の放送内容のお知らせができないため、近隣の公共施設等の目標物を放送しています。

限られた人数で業務を遂行する中において、火災現場においては緊急性を要し危険を伴うため、日頃から訓練を行い、消防資機材等を適切に取り扱うことのできる消防団員の役割が重要であることから、通報を受けた情報をもって自動音声で迅速に消防団員に出動要請を行うと同時に、本署職員の協力のもと、消防団員にはSNSを活用して特定した位置情報を通知し、迅速に消防活動を行っているところです。

次に、組合消防体制についてです。

現在、消防組合負担金については、基準財政需要額7割、均等割3割で負担運営しています。

仮に解散した場合、本町において消防組織法により新たに消防長1人、署員3人の配置が必要となり、年間人件費4000万円ほどの増額、また、解散時初年度の簡易型司令台等の必要経費が約2億7000万円追加となり、財政が極めて逼迫すると考えられます。3町の負担金で運用されている本組合は、それぞれの基準財政需要額を基本とした負担金で運営していくことが望ましいと考えていますが、今後の見直しについては、慎重に検討を重ね協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、与論町の郷土学習の取り組みについて御回答したいと思います。

郷土教育は、「郷土を知り、郷土に学び、郷土の伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度を養い、郷土を創造・発展させる教育」と考え、さまざまな視点から、各種の取り組みを推進しています。

その進め方についてであります、教育委員会の重点施策1では体験活動の充実、2では郷土・伝統文化教育の推進や海洋教育、5では文化財調査・保存・活用と

いった項目を位置付け、さらには特色ある教育の推進も行っています。

重点施策２の郷土・伝統文化教育の推進では、ユンヌフトゥバ学習、ユンヌ検定、与論カルタ大会、与論ことわざカレンダーの掲示、十五夜踊りや三味線（三線）などの保存と継承支援等を、道徳では、ユンヌのことわざを生かした授業を進めています。さらに、体験学習の充実においても郷土教育を視点においた取り組みをしています。

海洋教育の推進では、主に、与論町の活性化・持続可能化を目指した取り組みを小中高一貫して行います。そして子供たちが、将来どの地においても、社会を生き抜いていける力を育む教育を推進してまいりたいと考えています。

文化財調査・保存・活用においては、文化財保護審議会の活性化、文化財及び埋蔵文化財の発掘・調査などの取り組みがありますが、特に来年度までは、与論城趾の国指定に向けた発掘調査と課題の明確化、取り組み、住民への啓発活動を推進してまいります。

○議長（高田豊繁君） ５番、喜山康三君。

○５番（喜山康三君） 通告した一般質問に入る前にですね、今のいろいろなテレビニュース、ロシアのウクライナ侵攻に始まって、中露の北方領土海域での訓練ですね、先ほど１２時のニュースでも載っていましたが、それから台湾問題など、また翻って日本の国内を見た場合、靈感商法の旧統一教会と自由民主党、安倍元総理との関係など、こういう状況を見ていて、本当にこの日本は一体どこに行くんだろうかと。本当に怖いというか今からの子供たちとか将来に対して、この日本で一体何をやっているのだろうかと、つくづくあきれんやらびっくりするやら驚くやらですね、議員の１人としてきちんとその辺も捉えて頑張ってまいりたいと思っていますのですが、フェイスブックで１つとてもいいなというのがあったので、ここで紹介しておきます。「民主主義の前提は非殺主義です。民を殺さず、殺させずを実現させる努力をするからこそ政治家は尊敬されてきたのであって、君主のように、貴族のように振る舞わせるために政治家に政権を委ねられているという前提はありません。政治家は命懸けで政治を行っていることが前提です。だからＳＰも付きます。命懸けで彼らを守る人がいます。政治家が言葉と態度に命を託すからです。そして、彼らの存在は言論の自由を保障するものです。憲法も法律もそのことを保障するためにつくられたものです。」今はネットのおかげで、いろいろなすばらしい方々のことを目にすることができるのですが、今回、これが非常に気になったので、皆さんに御紹介したわけです。

早速、通告した一般質問に入りたいと思いますが、海浜保全とか背後地の保護あるいは景観の保全、またその需要のあり方、町民や観光客が自由に利用できるみんな

な財産であるという観点から、このことについては今まで幾度となく質問いたしました。町長の御担当が書かれたと思いますが、この文面の中にこういう思いが欲しかったわけですよ。杓子定規の言葉で答弁すればいいと、そういうものではないのではないかと、そういう意味でお答えいただきたいのですが、ずっと今まで議会でいろいろ質問したり、町長や皆さんにいろいろなきついことも言いますが、それが何でそういうことを言うのかということ、ある意味ネガティブではなくてポジティブに取り入れてくれるようにしていただきたいと、こういう問題が起きていますよ、どうしたらいいですかということと言っているわけですよ。そしたら、執行部の皆さんは将来この問題に対して、どういう形の政策立案をしようかということをやはりさまざまな手法を使って立案し、検討し、勉強して、私たちの議会や町民に提示すべきだと僕は思うわけですよ。そういうことがほとんどないから、わあわあぎゃあぎゃあいうことだけに終始しているような感じがするのですよね。堆肥による環境汚染のこともそうですよ。こういう観光問題でもいろいろな問題があっても、こういう問題を提起されたら、じゃあこれはどうして解決しようかと、将来に向かってどういう方向でこの問題をどういう政策でもって解決方法があるか、それについて皆さんから政策的な提案が欲しいわけですよ。この中には、政策的な提案がないわけなのです。本当にがっかりするのですが、町長、この点はいかがお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 喜山議員の心情は、私もわかっているつもりであります。本当に島の海岸を守りたいという気持ちは一緒ですが、その手段として、結局国や県もなかなかその景観条例についてできないわけということで、町の方でも何とか景観条例をつくって対応できるようなことはできないのかなというようなことで動いてきているわけですので、今後何か根拠もなくできないとかできるというのが言えないものですから、まず条例をつくってみたらどうかと思って提案をしているわけです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 条例をつくるのも結構大事な話ですよ。条例をつくるためにどういう手続きがあるか、いわゆる手続きが民主主義ですよ。だから、この辺についても何ら今まで提示がない。いつ頃までどういう形でやりたいと、そういう具体的な方向付けとか、そういうものをお示しいただきたいのですよ、尋ねる側にすればですね。それから、世の中全てが法律とかそういうもので解決できることは、ややもすると少ないかもしれないですよ。町長など観光課担当の方々、副町長も、例えばこういうことに対して、じゃあどうしようかと、1回島の周りを回って、浜

の状況がどうなっているか、浜の利用状況がどうなっているか、それと1回見たことがあるか。どういう状況になっているかということについて、町長自ら足を運んでどういう状況かを把握されたことはありますか、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） どういうのを状況把握というかわかりませんが、私は休みのたびに回っているわけです。回っていて、あっ、ここはこんなに変わっているとか、こういうふうなのが出てくるのではないかなという心配はしたりしているわけですが、本当にそれに対しても、うかつにもの言える立場ではないなと思っているところです。何とか法をつくり、制定してから言えるようになればいいなと思っているところです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長の立場というのは、わかっているつもりなのです。だからその行政や法律や条例ではできない、乗り越えてみんなと共同体制、いわゆる協調体制を取るために、どのような方法をしていこうとか、その辺のための努力をもっとこうやっていただきたい。是非それを要望しておきます。今までいろいろ海浜が利用できなかったり、立ち入りができなかったりしていますが、それをどういう形で解決しようかということは、必ずしも現在の地権者の協力を得ることができなかったら、別の手立てもあるでしょう。新しい通行路の新設などあるいは立ち入りできるような道路とか町道をつくるとか、さまざまな手法があると思うのですが、観光推進とかそういう自然保護ともかね合いしながら、この辺も立体的にプランニングしてほしいですよ。ただ、そこは地権者の土地だから承諾を得られないから利用できないということで、それから条例も簡単にそうたやすくはできないと、県の条例でも何でも、個人所有地を簡単に法律で押し切ってやるわけにはいかないわけですから、それをどういう形で乗り越えられるかという前向きな提案を求めているわけですよ。そのための話し合いの機会をもつとか、そういうものの創意工夫を是非やっていただきたいと。それについてはどのようにお考えか、商工観光課長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 答えになるかわかりませんが、また観光課の方でもいろいろ海浜地とか入るところとか調べていって、またその土地の持ち主がどういう方なのかというのは、まだ全部は把握しきれていなくて、またそこら辺を勉強してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 何にもしていないということですよ。もうこれだけ言えば、何

回もこのことを言っているから、商工観光課長は商工観光課長なりに、島の開かれた観光地をどうしようか、海浜地をどういう形で開放しようかと、それを考える施策を考えているべきではないですか。全くこの調子なのですよ。もう情けないと言ったらもう情けない。是非、この辺についてももう少し真剣に取り組んでやっていただきたいと。例えば、兼母海岸には大きく分けてテーハニブとかナーハニブね、ミシハニブ、海岸がいっぱいありますけど、その大きな浜のうちの幾部だけしか利用できていない状況なのですよ。これについては、例えばさっき言ったように、少し取り付け道路をつくってほかの方法を考えると、やはりこの辺の島の至るところでハマオリとかいろいろな形があったとき、町民も喜んで遊んでくつろげる場づくりの意味もありますから、是非この辺を網羅した形で政策立案をできないかと、それを町長に是非お願いしておきます。

ところで、課長、景観条例とかについてはどのような考えで、今までどのような取り組みをされてきたのか、どういうコンセンサスを得ながらやっていくつもりか、この辺の基本的な方針については決まっていますか。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答えいたします。

景観条例についてはですね、前回の議会でも指摘されておりましたので、7月21日に、大分市湯布院の方に観光協会、商工会のメンバーと視察に行つてまいりました。参考までに、旧湯布院町、こちらが53年に視察でドイツに行つて、「潤いのある町づくり条例」というのを平成2年につくっています。平成17年に景観法が施行されていますので、それに伴って、湯布院町が景観行政団体になっています。そこから平成20年に合併し由布市になってから、そこでまた湯布院町の景観条例をそのまま由布市の方に条例をそのまま採用して、それからまたいろいろ街道整備とかの条件、マスタープラン等を施行して現在運用しています。この視察をしまして、与論町も7月にここに視察に行っています。12月の議会までにはその協議会の設置要綱を上げたいと思っています。それから、湯布院は10年とか20年ぐらいのスパンでやっているのですが、与論町の景観条例の制定に向けては、おおよそ2年間プランを設定しながら、まず第一に、与論町にあるべき景観条例の内容はどんなものかというのをみんなで決めていくために、地域住民への説明会を主に行つて、あと現状を知るための各地域の現状における景観をみんなで探つてまいりたいと。その中で、与論町における適した景観条例というのをつくり上げてまいりたいと考えています。その目標が、あと2年ぐらいを予定しています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この景観条例についても、ずっと以前からいろいろ提案して要

望していたのですが、町長、ありがとうございます。大馬課長になってから初めてこういう形で具体的に出てきたのですよ。こういうことを早くやってほしかったわけですよ。本当に大馬課長になってからここまですぐ取り組んでくれて、非常にさすがだなと思っています。是非ですね、もっとスピードを上げて取りまとめていただけるように、課長よろしくお願いします。

次に入りますが、防災無線ですね。防災無線については前にもいろいろありますが、今回ここ2、3年近く、いわゆるコロナの報道がしょっちゅうされているのですが、ああいう40代が何人とか、何十代が何人出たとかね、そういう数字を私たち町民にあんなにかなりたてたところで、あれは一体何になるのですかね。新聞でも内容が報道されているし、また「必要だったらネットを見なさい」とか、「鹿児島県のホームページを見なさい」とか放送していますよね。ああいう放送自体が、私はもっと静かなまちを取り戻せないかと。防災無線というのは必要最小限にやってもらいたい。ああいう放送をやっていて、本当に恥ずかしいと思いませんか。しかも、ああいう防災無線は必ずしも町だけではなく、人家の密集地だとか住宅の密集地だとかですね、それから宿泊施設の近くにあるとかですね、もういろいろな苦情が入っているわけですよ。これについて、もうちょっとこの運用のあり方、使用時間ですよ、それについてはどのようにお考えか、総務企画課長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

まず防災行政無線につきましては、災害時とか緊急ですとか、あつてはならないですがミサイルが飛んだときとかに、町民の皆様に情報をお伝えするための重要な設備だと思っています。防災無線につきましては、町全域にその情報を提供するために、必要な音量で放送させていただいているところです。その放送設備の近くに住んでいらっしゃる方々に対しましては、大きな音量とかそういう御不快な思いをさせていることに対しましては、おわび申し上げたいと思っています。

その放送音量とかそういうことの内容につきましては、地形や集落の点在しているエリアの状況など、また周辺の放送設備との位置関係等を考慮して設置しておりまして、町内には39カ所配置してあります。これを原則として撤去するとか移設するということは、ちょっと困難だというように思っています。

放送の音量につきましては、音が大きいという御意見、または小さくて聞こえづらいなどといった双方の意見を伺っているところですが、もしそれが少数の反対で、もし万が一、その多数の犠牲が出た場合はどうするかということも考えることから、適正な音量の確認又はスピーカーの向きなどの調整を行って設置しているところがあります。しかしながら、時と場合によってはまた大雨、豪雨とか、風向きなどに

よっては隅々までお伝えできない場合があります、全て同じ条件にするということは困難な状況ですので、可能な範囲で今後も適切な音量で放送に努めてまいりたいというふうに思っています。

また、先ほどのコロナの放送についてですが、現在、夕方の6時に毎日その感染状況をお知らせしているところですが、その日の6時までの感染状況を町民の皆様にお知らせしまして、本町の病院施設における新型コロナ感染による中等症であるとか重症者の受け入れ数が限られているということがありまして、これがまた多くの方々が感染するとなると、医療機関も逼迫いたしまして、普通の通常の診療とかそういう業務に及ぼすという観点から、毎日の感染状況を町民の皆様、また御来島中の方々に、感染症に対する警戒を今一度お願いしまして、御協力をお願いしているところでありまして、その点は御了承いただきたいなというように思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 毎日ね、コロナが何人感染したとか言われたって、これが感染対策にどれだけ貢献しているかと思うのですが、逆にお聞きしたいのですよ、あの放送を聞くたびに、皆様方はどういう感染対策をまた何かやっているのですか。特別に何かやっているのですか。これがうるさいとか何とかというのではなくて、うるさいのはもううるさいのですよ。それを必要最小限の範囲にとどめて、もっとやる方法を考えてくださいますかということを言っているのですよ。コロナ感染の放送を聞いてもですね、あれが果たして感染防止にどれだけ役に立つかというのは、頭をかしげたくになりますよね。気持ちはわかりますよ、何か危機を一生懸命あおって、戦争だ、北朝鮮からミサイルが飛んでくると言って、頭を抱えて隠れなさいみたいなのも前にありましたけど、訳のわからない危機をあおるためにわあわあして、とんでもない迷惑をかけている状況ではないですかということです。だから放送内容についても、簡単明瞭、短時間にするという、そういう工夫をもっとしていただきたいと、それを要望しているわけです。是非、考慮してくださいますようお願いします。

それから、組合消防についてですが、これもまた何回も聞いているわけですが、消防設備導入のあり方。この消防の場合は、もちろん常備も非常も消防関係ももちろん救急関係も入るという形で御理解をいただいて答弁が欲しかったのですが、私の書き方がちょっとまずくて。この消防設備とかを導入するに当たって、場内で例えばどのような検討会をもたれているのかなと、タンク車が何台必要で、どれだけの能力のタンク車がどこに必要だと。そして今の非常消防の場合が、団員数とその設備の配置関係、それについてどのような検討のあり方をしているのかお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えになるかどうかわかりませんが、現在の消防団員の勤務体系、体制等についてをちょっと話しながらまいりたいと思いますが、現在分遣所においては、所長を含めまして所員が13人、そして会計年度任用職員が1人の計14人で運用してございます。基本的に4人常勤する必要がありまして、勤務状況は2班、1班6人、2班6人、それぞれが日替わりで交代して運用していると。そのうち2人は休みを取るということで、勤務は8時半から翌日の8時半までの勤務ということになっています。

緊急時は消防法で定められている3人で出動しまして、残る1人は電話対応、またその他指令伝達のために分遣所に常駐しています。火災時につきましては、その水槽付きの救助工作車が1台、そして10トンタンク車1台をもって4人で出動して、その後に非番になっている方が救急車をもって現場に出動するというような感じになっておりまして、このとき、分遣所は不在となりますので、電話は沖永良部の本署へ転送されるというようになっています。ということから、現在の限りあるそのタンク車1台とその水槽付きの救助工作車1台というのが現状なっていますので、次の必要な機器につきましては、まだ話はしておりません。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 消防車とかタンク車とか非常消防が持っているもの、あるいは常備が持っている、トータルで消防活動が行われるわけですね。そのときにどのような火災にどれだけ何が必要かと、また今までの火災においてどれだけ消防車が不足していたとか、そういう事態も出ているとは聞いていませんけど、要するに、こういう与論島を1個の島として、この消防設備というものは、どういうものの設備が必要かということの勘案というのはあってしかるべきだと思うのですよ。それに基づいて、常備消防の中の装備もこの程度でいいと、これまででよいと。タンク工作車というのがありますよね。一昨年9000万円ぐらいで導入した消防タンク車兼作業工作車。結局、いろいろな形でこういうものを必要だ必要だと導入してきたら、もう機材だらけで運用する人がいなくてですね、いざとなったときに。そういう人員の配置の問題、設備の問題を、どこでどういう形で調整をされているかということをお聞きしたいのですよ。副町長、どんなものですか、これの考え方については。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 非常にその辺のことは難しいと思うのですが、例えば、台風情報みたいに、非常に大きい台風が襲来しますというのであれば、大体どのくらいの台風というのがわかる。その次の規模、小さい台風というふうにはわかるのですが、

火災の場合には小さな火災です、大きな火災ですという放送はできません、炎症と
いうのがありますので。そういった中で最大の効果を発揮して、最短でその災害を
抑えるためには最小限度のスタッフを揃えて、機材も準備をしていかないとしょう
がないという部分もあると思いますので、その辺は現場の方と相談をしながらの対
応ということになると思います。答えになりませんでした、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 確かに災害というのは想定できるわけではありませんが、やは
り一定のたがをはめて予算のあり方ですよ、常備とか非常消防とかのあり方におい
て、一定のこの範囲で収めようと、その辺の財政とかのこともあるから、これでや
りましょうという一定の方針とか指針がやはりあっていいのではないかと、そうい
う考えでお聞きしているわけですよ。それから、少子高齢化に向かっているわけ
ですよ。ここに持ってきたのですが、例えばパチンコ屋から介護施設から、ヨロ
ン島観光協会からヨロン園から、いろいろなところから新聞の求人の折り込みが
入っているわけですよ、わかっているとおり。なぜこれを言うかということは、今
後の消防とか緊急事態において、非常と常備消防と消防団員だけでね、これが対応
できるかということなのですよ。やはり常備消防でも年休で休んでいる方もいらっ
しゃるし、具合が悪い方もいらっしゃるし、またいろいろな形で出動できない方も
いらっしゃるわけですよ。今の人数はめいっぱいですよ、これ、13人という
のは。消防団員も火事現場に出動する人というのは、大体決まっているような状況
です。ということは、いざとなったら、やはり現場に早く駆けつける一般の方々の
協力体制も取る必要があるのではないかと。そういう人たちの協力も得ながら、一
緒に緊急事態に対応するような新たな消防のあり方の枠組みを考える必要があるの
ではないかと。ボランティア消防団員でいいと思うのですよ、名前は。私はいざと
なったら、いつでも駆けつけますよとか、駆けつけたいよとか、そういう形の組織
もあってしかるべきだと。だから、消防団員にはSNSを利用して特定した位置情
報を通知しているとありますが、これは、与論町民だったら希望者がありましたら
ね、予算の都合があるからわかりませんが、希望があつたらこういうことは個人
にもボランティア団員にも発信しているようなシステムもつくっていいのではない
かと。だから、今までのやり方、今までのあり方ではなくて、もっと縦横無尽に少
子高齢化に向かっていますから、その辺の努力をしていただきたいと、是非それは
要望しておきます。町長いかがですか、私はそのように考えますけど。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 結局危険を伴う仕事ですので、そのボランティアを募集すると

ということによっぽど気をつけなければいけないなということを考えながら聞いていたのですが、その町民にあなたも来てください、来てくださいと言えるのかどうか、その付近のこともよく考えて、そのボランティア団員というのは、本当にある人にとっては自分から一生懸命してくれる人もいるでしょうし、本当にただ見に行く人もいるでしょうし、いろいろあると思いますので、その付近のことはよく検討してみないといけないと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長がおっしゃることは十分わかりますよ。やはりそういう火災現場とかそういう事故現場に出動する消防隊員も、全部一定の危険を背負っているわけですが、そのリスクヘッジをどうするかということは別として、一定の形でこの現場に来て、例えば消火活動を手伝う中で何かケガしたとかいうなら、一定の形の保障制度もつくるのが当然ですよ。私がお願いしたいのは、こういうことを前提として制度づくりをしてほしいということです。今おっしゃるように町長が懸念することもあるから、その辺も取り入れて、制度づくりを取り組んでいただきたい。是非、もちろんそういうボランティア制度というのは、さまざまな分野にあるわけですよ。例えば、片づけしているときのボランティアだって、そこでケガするわけですよ。だから、いろいろなボランティアがありますが、その辺についても研究して、そういう制度づくりをしているいろいろな一般の方々の協力も得ていかないと、今からこういう少子高齢化の中では社会を支えていけないだろうし、その辺の仕組みも考えていただきたいと要望しておきます。

次に入ります。与論町の郷土学習の取り組みについてですが、教育長、私は判を押したような答弁を求めるために一般質問をしているつもりではありませんよ。教育長が郷土学習をどのように捉えているかということについて、お考えをお聞かせください。教育長の考えを聞いているのです。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） わかりました。というか、これに変わることはないので、私の言葉で申し上げれば、やはり郷土をよく知ること、学習によって地域を愛し、そして地域を起こすためにあるということで、私は「島だち」の教育という言葉に集約してキャッチフレーズをつくっています。そういう意味でありますので、簡単に言えばそれだけです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） すばらしい答弁ですね。誰も郷土を学習して、郷土を大事にしたいという気持ちを培うためだとはわかりますが、郷土のその前に何がありますかね。郷土の前には。簡単をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 簡単に、ウヤガナシであります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） やはりずばり、教育長さすがですね、私もそう思います。やはり、郷土のもとというのはやはりウヤガナシですよと僕も思う、家庭だと思うわけ。自分がここにいる存在といたら、自分の両親のおかげですよ。両親にはまた両親がいるわけですよ。少なくとも私にはそういう意味で子供たちに、あなた方はお父さんとお母さんがいて、またじいちゃんもばあちゃんもいると。その人たちがどういう生活をしてきたとか、昔はどういうことをしてきたのだろうかとか、そういうことから、私は始めるのが一番いいのではないかと。「島だち」は、それは後の話でね、結構なことですが、やはりこの辺の自分なんかの生まれた島のことや自分なんかの家族のこと、自分がここに存在することの意味、そのことについての問いかけとかそういうものの学習というのを、なかなか私も小学校、中学校時代なかったような気がするのですよ。それも70歳過ぎてからやっと、ああ、なるほどなど。ああいう社会だからこういう人間になったなど、もしかしたらもっとすごい人間になっていたかもしれないけど、是非、ユンヌフトゥバ学習とかユンヌ検定とカルタとかもういいですよ、ここに置いておいて、もう今までいっぱいやってきましたから。もっと原点に返った形のいわゆる自分を見つめる形の教育というのを、教育と言ったら申しわけないですよ、もっとその辺をする必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 原理原点全くそれだと思います。そこに至るかどうかということはまた別にして、自分を見つめるという部分があります、おっしゃるようにですね。難しいところですが、自分が育った環境を考えると自分たちを考える1つの意味、出自というのですが、自分たちが置かれた位置において自分があるということも考える。また改めて、先ほどのように親のこと、じいちゃんのことを、いわゆる家系図という言い方は悪いですが、どんな親父で、どんなじいちゃんだったというお話を家族の中から聞いていくということは、非常に大きくその子供のために成長になります。それは時に、負けるなであったり、時に負けることであったりいろいろなやり方があるが、おじいちゃん、おばあちゃんたちが必死に生きるために、さまざまな知恵や、長くなりますのでそういうことですので、大事なものだと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 教育長が今おっしゃったことをですね、別の形で具現化した形

で新たなめくる形で始めていただいたらどうですかね。是非、これをお願いしたいと思うのですよ。私いつも言っていますが、与論にも特攻花というのが茶花の墓地に咲いていましたが、それも特攻機が来て与論の茶花の海岸から飛行機を落としていったのが根づいた花だということで、小学校のときに親父から教えられたのですが、この与論の西方海上って、終戦というかも最後の特攻の激戦地なのですよ。だけど、いろいろな文献には沖縄近海として載っていないのですよね。こういういろいろな歴史もあるし、その中で親父やじいちゃんがどういう形で生きてきたとか、その辺なんかもやはり何か自分につらいことがあったときに、自分の生きる糧になるのではないかと、僕はそう思っているのですが、是非、足元には逆に本当の歴史が転がっている感じがするのですよね。私たちはそれを見つけきれないだけで、気付かないだけで。是非、そういう意味で郷土学習あるいは平和学習、その辺についてももうちょっといろいろ検討していただきたいと。

それから、林健太郎君が来ているから、ちょっとあなたにお聞きしたいことがあるのですが、与論町史がありますよね。与論町史の最後のところにある年表がありますよね。あれを一通り見たことがありますか。

○議長（高田豊繁君） 林教育委員会事務局長補佐。

○教育委員会事務局長補佐（林 健太郎君） 申しわけございません、全部は、一通りは見ておりません。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 私もうそんなに偉そうなことを言えるわけではないですが、年表を見たのもここ 10 年ぐらいなのですよ。与論町史を与論町の職員の皆さんも、議員の皆さんもね、与論町史というものをもう一回めくって目を通してもらったらどうかなという感じがしたのですよ。やはり中にはうなずくような、ちょっと首をかしげるようなものも、もちろんないわけではないと思いますが、やはりそこから郷土教育も始まるのではないかと。是非、それにまた必要なものは、まず私たち自身がそういうことについてもっと深い関心を寄せて、見守る必要がある、見ていく必要があるのではないかと。商工観光課長ね、何回も僕が特に申し上げたいのは、こういう与論島の歴史というものを掘り下げてみていくと、島の観光にどういう形でこれが役立つかと、そういうもののコンテンツがいっぱい転がっている感じがするのですよ。与論島全部を回って見てもね、例えばここに昔何があったとか、どういうのがあったとかいう形の掲示板というのですか、標識みたいなものが、表示板がほとんどないのですよね。ある意味寂しさが、この島は一体何の島だと思ってしまうわけですよ。例えばヤグチの辺りとかピグチとかいろいろな古い地名がいっぱいありますよね。そこで何でこういう地名がつけられたんだろうとかですね、そう

いうものについてももうちょっと歴史的考察で観光推進教育の見直し、それを焦点を当ててほしいなと思いますけど、大馬課長どう思いますか。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 今日は、環境と観光とがごっちゃになっているような感じでちょっと戸惑っていますが、私も歴史は好きなので、そういう前浜の沖合にグラマンが沈んでいるとか、昔いろいろそういう取材も受けたことがありますので、是非また歴史とそういう教育とを絡めた教育観光の島ということでやっていければなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私もなまじっか与論の歴史についてもほじくりまわしているんですけど、前浜にトゥル墓がいっぱいありますよね、何で前浜にトゥル墓がいっぱいあるんだろうと。やはり前浜というのが海上交易の拠点だったということもかなり密接な関係があるなというのがちょっとわかってきたので、ですけど、地元にある、足元にあるいろいろなこと、例えば与論にインジャバリンがありますよね、ヒジャバリンと言いますが、なぜヒジャバリンがあるかということとかね、その歴史的背景があるわけですよ、その辺が少しずつわかってくると。だからそういう意味でも、自分なんかの郷土とか歴史とか、それについてみんながもっと関心を持ってやっていけば観光もおもしろくなるのではないかと、そういう感じがするのですが、仁禮課長、どう思いますか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） おっしゃるとおり、うちの近くにもいろいろな史跡等ございますが、今いろいろ喜山議員からお聞きして勉強したところもですが、前浜に風葬がたくさんあって、そこがまた交易の拠点であったからそうだったというところもあります。琴平の下あたりにもまたたくさんそういったところもございますので、観光に生かせるかどうかというところはわからないですが、歴史的な史跡ですので、そこら辺はまた案内看板とかそういったものを立てて、将来の子供たちにも啓発することは大事かと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） どうもすばらしい意見ありがとうございます。もっと本当に島にはいいものがたくさん転がっているような感じがするので、やはり私たちも観光に行ったときに、この島はどうしてできたのだろうか、何でこの字はここに集落があるんだろうとかですね、いろいろな疑問とかがわいてきて、逆にそれをそこで知るとすごく勉強になってですね、そこで学んだものを与論に持ってきたら与論の地形とか与論の地勢とかにトレースすると、ああ、なるほどなと、そういういろいろ

ろ勉強になることがありますので、是非この辺もあわせていわゆる郷土学習、多面的な意味での取り組みを是非お願いします。杉田係長、最後にお願いします。

○議長（高田豊繁君） 杉田教育委員会主幹係長。

○教育委員会主幹係長（杉田恭宣君） 喜山議員のおっしゃられた歴史だとか観光、環境に関してのこと等も、私もこれからも役場人生が20年以上ありますので、少しでも具現化できるように頑張ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 非常に力強い言葉をいただいて、これで一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。町長、ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

次は、7番、大田英勝君に発言を許します。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 皆さん、こんにちは。一向に収まる気配を見せない新型コロナウイルスでありましたが、昨日やっと久しぶりに感染者がゼロになりました。医療関係者や保健所、そして関連部署の皆さんには大変な御苦勞をおかけしていますが、くれぐれもお体に気をつけながら頑張っていただきたいと思います。私たちも引き続き感染防止に特段の注意を払いながら、一日も早いコロナの収束を願いたいものであります。

それでは、令和4年第3回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 学校の安全対策について

(1) 2021年4月に宮城県白石市の小学校で防球ネットの支柱が倒れ、児童2人が死傷した事故を受け学校設備の詳細な点検が全国で実施された結果、「安全性に問題あり」と判断され設備が多数見つかったとの報道があった。そこで、本町は施設・設備の安全点検は行ったのか。その結果はどうだったのか伺いたい。

(2) 去る8月9日、曾於市の小学校でイチョウの枝が折れて落下し、下で芝刈りをしていた校長先生が下敷きとなって亡くなった。このことを受けて、本町ではどのような対策を講じられたのか。

2 鹿児島学習定着度調査の結果について

(1) 本年1月に行われた鹿児島学習定着度調査の結果が、誠風第304号で紹介されていた。小学5年生の結果は、各教科とも地区や県を大きく上回っている。中学1年生と中学2年生も地区や県と概ね同等であるが、トータルでは僅かに地区・県を上回っており喜ばしい結果となっている。

各学校における努力や取り組みに敬意を表するとともに、更なる学力向上のために今後どのように取り組んでいくのか伺いたい。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、学校の安全対策についての要旨 1 についてお答えいたします。

全国の学校施設において重大な事故が発生した場合には、文部科学省の通知により一斉緊急安全点検が実施されており、本町においても県教育委員会からの通知を受け、緊急安全点検を実施しました。安全点検の結果については、与論小学校、茶花小学校、与論中学校では危険箇所は確認されませんでした。那間小学校では駐車場入り口付近に高さ 4、5 メートルほどの使われていない古い木柱があり、直ちに倒れる恐れはありませんでしたが、将来的に危険が生じるであろうと判断し撤去しています。

安全点検については各小中学校で毎月実施しており、教育委員会との合同安全点検も年一回、夏休みに実施しています。これは、各学校の事務職員と教育委員会事務局職員の合同で、予算措置も視野に入れた点検としています。

さらには地震・風水害の発生直後においても迅速かつ適切に安全点検を実施し、教育委員会に報告するようにしており、日常の安全性の確保に努めています。

次に、学校の安全対策についての要旨 2 についてです。

まずは、このたびの事故でお亡くなりになられた校長先生に対しまして、心から御冥福をお祈りいたします。

本町の各小中学校においても、職員自らが積極的に校内の環境整備活動に取り組んでいただいていますので、同じような事故が決して起こることがないように、ますます安心・安全な学校づくりの取り組みを進めてまいりたいと考えています。

さて、このたびの落枝による死亡事故を受けて、先ほどの防球ネットの事故の際と同様に県教育委員会より一斉緊急安全点検を実施するよう連絡があり、本町においては各学校長へ安全点検を実施するとともに、事故につながるリスクが高い環境にある樹木については、立入禁止等の応急措置を施すよう依頼しています。安全点検の結果については、全ての小中学校において直ちに倒伏や落枝の危険が高い樹木はなかったとの報告を受けています。また、夏休み中に愛校作業などで伐採やせん定を実施した学校もあります。

しかし、「素人目による判断のため不安が残る」という意見や、「今後のガジュマルの大径木化による倒伏や落枝への不安がある」との課題も出されていますので、学校の状況を把握し、今後の対応についても専門家の調査を含めた検討もしてまい

りたいと思います。

次に、学習定着度の結果についてです。

御紹介のあった学力調査での好結果は、子供たちの学力向上への取り組み、学校の先生方の尽力、そして子供たちを直接応援・支援する保護者の総合力のたまものであると理解しています。

小学校においては、学力向上に対する学校全体としての重点的な取り組み、教科指導、基本的な生活習慣の確立等幅広い視点で良さを明確にして、一層の充実を期してまいりたいと思います。

ただ、今回、小学校は良い状況にありますが、中学生が県平均並みでこれまでに比べてややふるわなかったことは残念でありました。まず、1年生の英語や2年生の国語・理科など、定着の状況に課題が見られる教科がありました。また、今年度4月に行われた全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果からは、与論町の児童生徒は、自己肯定感や自己有用感の低さが引き続き課題となっていることがわかっています。これらのことから、各学校においては、児童生徒の「島だち」を見据え、学力と自尊感情を一体的に高めるような授業を推進する必要があると考えています。

各学校も、学力向上に関する取り組み状況について、研修会を開催し重点的な策を立て取り組んでいます。

教育委員会においては、このような学力向上の重要性を認識し、一層の生きる力を育成するために、去る8月19日に、町内の全ての教職員を対象とした研修会を開催しました。講師には本地区の教育のリーダーである大島教育事務所の所長をお招きし、最新の知見を生かした授業力向上策について学ぶ場を設けました。

さらに、学務課と各学校の学力向上担当で意見交換をしながら、「学力が身につく、自尊感情も高まるような授業」のポイントを明らかにしつつあるところです。それらの授業のポイントは、与論町「授業スタンダード」としてまとめ、各学校に配付し、各学校の日々の授業づくりの参考としてもらう予定です。

このように、教育委員会としては、子供たちの知識や思考力、学びに向かう力等の状況をつぶさに把握しながら、時代を見据えて不易と流行を見極め、必要な施策や方法を導入し、各学校での授業改善を進め、児童生徒の将来に生きて働く確かな学力を身につけさせることができるよう取り組んでまいります。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 早速行った点検の結果、与論小、茶花小、与論中では危険箇所は確認されなかった。そしてまた、那間小学校では危ない状況ではないにしろ、古い支柱を撤去したということで、適切な処理がされているのではないかと安心をい

たしました。そこでですが、事故のあった白石市の教育委員会によると、事故があったのは放課後で、死傷した2人を含む6、7人がネットに寄りかかったり、揺らしたりして遊んでいて事故が起こったということでもあります。このような光景はどこにでもよくあり得る光景だと思います。ただ、そのときに、そのネットの設置記録が学校に残っておらず、事故当時ははっきりとした設置年月がわからないということでありました。そこで本町においても、設置後の経過年数がわからないような遊具、施設、設備、そういったのがあるのかないか、ひょっとしたらどうなのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 現時点で設置年度がよくわからないといったようなことは聞いておりません。もちろん、ただ私が回って見たときに、掲示されているものに年度がちょっとはっきりしないのがあって、そのことを担当に聞きましたら、ちゃんと覚書とかいうのがありますので、それはわかるというようなことでありました。後ほど申し上げますが、現時点でその年度がわからない、危ないというようなことの報告は受けておりません。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。設置年がわからないということは、即危険だということにもつながると思いますので、その辺はやはりよく調べられて、そういうことがないように気をつけていただきたいと思います。

本町でも同じように行われているようですが、白石市では学校の遊具に対する点検を月に一回やっていたと聞いています。それと年に一回は業者に依頼して、白石市の場合はやっていたということもあるようですが、本町でも業者に依頼する形で安全点検というのはあるのでしょうか、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 点検のために業者に依頼をするということはございません。基本的には学校から危ないと言われて指摘を受けたときに、毎月の点検の後に学校だけで対応できないというのは上げてもらっているようにしていますので、それをどうしたらいいかなというときには、担当が逡巡したり、判断できないものについては必要な業者をお願いをしてみる。あるいは、もう一つやっているのは建設課の方に、ちょっと剥離があったがこれは大丈夫かというときには、建設課長を通じてお願いをして、専門的に見てもらうというのはありますが、専門業者に依頼をするという形の点検はしておりません。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） それでは、施設の中には高いところにあるようなのがあります

よね、例えば体育館天井の水銀灯ですとか、バスケットゴールですとか、そういったもの場合はどのような形での点検になるわけですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 水銀灯については、もう目視で大体わかっていますので、それはいいのですが、バスケットゴールについては普通に使っている状況の中から、確認をしています。その後の危ないときにはそういう依頼をしますが、現時点でバスケットゴールの点検をしてほしいというのはなかったですので、今の指摘はやはり気になる場所でしたので、そういった高いところにあるものの点検が盲点になっていないかは、ちょっと考え直してみたいと思っています。宮城県もこのネットがその点検対象になっていなかったということの盲点だったのではないかと感じています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 日頃ですね、体育館あたりでバレー大会とかがあるときに、結構な強さでサーブなんかを打った場合に、水銀灯にぱちんと当たるようなケースがたまにあるのですよね。そのときに、「あれ、大丈夫だったかな」と思ったりすることもあるので、ひょっとしたらそういったものの繰り返しで、場合によっては、またいろいろなところが緩んでいたりとか、そういうことも考えられるわけですので、またその辺も頭に入れておいて、とにかく安全第一でやっていただきたいと思っています。

それから、白石市の場合、事故のあった倒れたネットが通常の業者点検の対象外だったということで、毎月一回は学校の教員が目視や触るなどして点検をしていたということでもあります。通常学期に一回はしなくてはならないというのが、多分法律というかそういった規定になっていると思うのですが、それを毎月白石市でもやっていたということではあるのですが、2週間前に点検をしていて、そのときは気がつかなかったということで、その2週間後に事故が起きたということでもあります。専門家でない教員が行うそういう点検の限界なのかもしれませんが、事実はそのようなことだったようです。そこで、事故調査委員会の方でも「点検の頻度ではなく、点検の質が問題である」というような調査の結果が出たということであり、確かに毎月しているが故に、まあまあ適当と言ったら言い方が悪いかもしれませんが、大丈夫、大丈夫、大丈夫で済ませているきらいもあるかもしれませんので、その辺もちゃんとできるような形の点検に変えていく必要があるのではないかと思います。それから、その後去年事故があったのですが、今年になってその白石市の中学校では、地元で事故が起きたし学校が安全とは限らないということで、生徒会の方が自主的に、自分たちも学校の施設とか設備を点検するんだということで、20人ほど

であちこち点検をして回ったという、そういう行動も出てきているようです。こういった行動に対して、教育長はどんな感想をお持ちでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。前の校則見直しのときも、与論中学校は生徒会の方も動き出しています。今、これはどうですかということですが、やはりいろいろな使用をするのは子供たちですので、その中に子供を入れたそういう子供の視点に立った施設点検というのも考えておく必要があるのかなというように思いますので、その点は参考に使わせていただいて、学校と協議をしてですね、今までにないような形も取り入れながら、マンネリ化しない策はさっきおっしゃったように、高いところの点検を見ただけで終わりにしないとか、何らかの方法をプラスしていく形もちょっと工夫してみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 事故のあった当時は、設置年月がわからなかったようですが、その後の調査によって、約32年前に設置してあったということがわかったようであります。そこでなのですが、いつつくられたのか、設置されたのかがわからない、そういうことをなくすためにも、その白石市でも施設設備の設置や更新の記録を残していくことが必要ではないかということを検討し始めたということのようではありますが、本町においても何かをつくったり設置した場合には、いつできました、それはまたいつ撤去なりどのようにまたどこを直したとか、そういう記録をとっておく必要があると思うのですが、そういうものを整備していくような考えはありませんか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 備品管理簿とかさまざまな形で、必ず確認できるようにはほぼなっていると思います。何年度、それから電気設備であれば必ずラベルを電気のところに貼られたりしていますので、要は安全点検の中でそれが確認できないものがあるのではないかとというのが、今議員の御指摘ではないかというように思っています。それから遠隔視の中でも、整備器具そういったものの台帳の中に何年度、どこからの寄附によるものであるとか、そういったものもございますので、それを出てこないものがないかという視点を安全の視点で考えていくということは大事じゃないかと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 大体、教育委員会がつくってあげたとか、つくったものについては恐らく最初からいつやったというのが予算的なものもあるでしょうし、記録が何らかの形で残ると思うのですが、地域からのいただいたものとかつくってあげた

ものとか、所在がはっきりしないようなのも時々ありますよね、学校の中には。そういうものが、つつい目配りきかなくなってわからなくなってしまふ恐れがあると思いますので、そういったものも拾い上げて、しっかりとした記録ができるような形で取り組んでいっていただきたいと思います。

それでは、次のイチョウの落下に移りたいと思いますが、この事故の後に、各学校にも点検をするようにということで、していただいて何もなかったということでひと安心ということではありますが、その下から4行目のところに、「素人目による判断のため不安が残る」という意見があったと思いますが、確かに今回のイチョウが落下したのも、朽ちていたり枯れていたりしたわけではなくて、生木だったということのようです。ただ、ものすごく銀杏がいっぱい付いていて、ものすごい重みになっていたということがあるようですが、生木でもやはり折れて落ちることがあるんだということを頭に入れていただいて、その辺をよく勘案しながら、今後の安全対策に取り組んでいっていただきたいと思います。

普通の施設設備には、学校保健安全法施行規則や建築基準法に基づく定期点検ということで、安全を保つことになっているようですが、樹木等には特別そういった規定がなく、点検対象となっていないようです。ちょっとマニュアルの中には、樹木に邪魔な枝はないかというようなちょっとした項目はあるらしいのですが、明確にこういったところをこうしなさいというのがなくて、なおざりになるということがつつい出ているということで、各学校における樹木の対応についてもきっちりやっていたり、そうでなかったりと、大分差が出ているということが記事の中にも出ていたようです。それで本町においては、樹木とかそんなにまで大きいのはないと思うのですが、そういったものに対する対応は今まではどのようにされていたのですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 特段の注意をしているわけではないですが、普段から前の町俊作議員が、スクールガードリーダーで非常に回っておられて、学校のそういう樹木のせん定までしていただいていて、校長先生はその方のアドバイスを受けて、PTAとの作業の中で行ったり、自分ができる範囲はということで町議員がボランティアでほとんど切ってもらったり、そういうことで相談もしている現実がございます。今までは大きな木については、私というか教育委員会の方では、台風が与論の場合は多いので、この台風前後のある程度は、いわゆるガジュマルの頭でっかちになるものとか、そういったものは台風に倒壊するというのはもう与論中も経験ありで、それから暴風の吹く与論小もはっきりわかっていたり、事前に前に倒れた茶花小も経験値がありますので、そういったことについては気をつけるようには、台

風前後の指導の中でもしておりました。また、この通知がある前がちょうど校長会でですね、このイチョウの枝において亡くなられた校長先生に黙とうをしたという経緯もあって、その日のうちにそういうガジュマルとかほかのにも目を向けて、伐採とか倒木の危険があるものをやるようにといたら、その後すぐ通知が来まして点検という経緯になっています。そういうことから、定期的なのはないのですが、注意喚起をしている状況なので、今議員の指摘であるように、与論町の夏休みに事務職員と本事務局職員と一緒に回る点検もありますので、その中に早いうちに項目の中に、老木とか大木とかいう項目を入れておく方法も、つないでいく点検のためにはいいかなと思っていますので、忘れないうちにそういったものは残していければなと今感じているところです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） その事故のあったイチョウの木は、高さが約20メートル弱、推定樹齢が約160年から170年、学校正門の看板には、「私たちの誇り」と記されて、2001年からライトアップやコンサートが定期的に行われるなど、児童や教職員、地域住民の心の拠りどころとして大切にされてきたといえます。このように、地域が大切にしている大木というのは、危険だからと即伐採というわけにもいかない、そういう事情があるということで、学校としてもその対応に苦慮しているケースもあるということでもあります。

そこで、このように地域に大切にされているという樹木の保存、また学校の安全の確保について、教育長はどのようなお考えをお持ちをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 両方ともとても大事なことです。古木を切ったり倒したりするときには、必ず地域のPTAに打診をしてから行うようにという方に話をしています。そのまま知らずに邪魔だといって切ったら、地域の方々の思いを踏みにじられたという事案があったことも承知していますので、何が申し上げたいかというと、やはり学校で大事にされている木は、できる限りそういったものは大切に保存をしていくと、同時に保存だけでは持つ意味がありませんので、付加価値を与えて、やはりその木に込められた思いとか、話が飛んですみません、今「やる気、元気の木」という名前をつけたりしてですね、木に名前をつけるふうになってきた時代があるのですが、そういった木もありますので、大事にしながらやはり定期的にPTAと学校が協力して、作業のときに丁寧に倒木しないようなこともやっていくということは、大事にしたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 教育長の考え方に大いに賛成であります。ひとつそういう気持

ちで今後も取り組んでいっていただきたいと思います。

与論小学校にも御存じだと思いますが、昭和天皇の御成婚が決まったことを記念して植えられたガジュマルがあります。１９２１年、大正１０年に城青年団によって２本植えられています。ですから、１９２１年に植えてありますから樹齢が１００年を越えたというところですかね。そして、そのうちの１本は昭和２０年の空襲で校舎と一緒に焼けてしまいました、無くなりました。ところが、もう１本は、これはもう半分は焼けたのですが、焼け残って今シンボルツリーとして君臨しているガジュマルであります。その後、ガジュマルの王様という意味で「ガジュ王」という名前をつけられて、与論小学校のシンボルとして児童や教職員、そして卒業生や地域住民に大変大切にされてきています。教育委員会としてもこのことをまた大事に思っていて、末永くこの「ガジュ王」を保存していけるように、危険性とかそういったのも両立させて、そっちの方の末永い「ガジュ王」を大事にしていこうということも気にかけていっていただきたいと思います。教育長の思いと一言、そのように頑張るといようなエールをいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。今おっしゃいましたように、ＰＴＡ会長さんは「ガジュ王の会」というふうにつけられて、与論小は歴代のＰＴＡ会長の会もあるぐらいの大事にされかたです。そういう意味では、樹木医を入れての存続をかけたこともありましたので、そういったものについては、大事に教育委員会と学校が一緒になって守ればなと思っています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） ７番、大田英勝君。

○７番（大田英勝君） それでは、学力定着度調査の件に移りたいと思います。答弁の中にもありますが、今度の結果が子供たちの学力向上への取り組み、学校の先生方の尽力、そして保護者の協力、そういったのがあったと書かれています。まさにそのとおりでと思います。子供たちと学校と保護者との３者がやはり全部一致して、初めて学力向上は成せるという具合に私も思います。ひとつそういう結果でこのような成績につながったということで、非常にありがたく感謝をしたいと思います。そこでなのですが、今回これをちょっと調べてみてわかったのですが、県内各地区ごとの成績が載っていたのですが、最近、熊毛地区が鹿児島県内でも非常に優秀ということで、いつもトップになっているようですが、私は、大島地区も熊毛地区も離島だから似たようなものだろうと今までは思っていたのですが、全然違いまして、鹿児島市とかよりも、ずっと熊毛地区の方が成績がいいという結果が出ているのでびっくりしたのですが、この熊毛地区の成績の良さというのは、昔からそうなのでしょうか、それとも最近になって変わってきたのか。また、何か特徴ある取り組み

をしているのか、もしも教育長が御存じでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 熊毛地区の伸び具合とか変遷というのは、ちょっと私も具体的に調べていなくて、今の注目に値することは、例えば長野県はこういう取り組みをしているので全国でいいですよというのは、よく先進地事例としてあるのですが、申しわけありませんが、把握しておりません。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 誠風の紹介にもあったとおり、今回の小学校の結果というのは本当に素晴らしいものがありました。いわゆるその県内でも地区ごとで一番上位の熊毛の点数よりも、さらに与論町の小学生の点数はそのまた上をいくという形で、非常にいい成績だったと思います。大変ありがたいと思っています。結局、これをまたどう維持して、どうこれから伸ばしていくか、それが大事なわけであります。先ほど各学校でも研修会を開いたりしている、また夏休みにも研修会で全体的なそういう会で学んでもいるということで、そういったものが次々と全部集合されてそういう結果につながっていると思うのですが、今後もまたここからダウンすることなく、維持はもちろんですがさらに伸ばしていくように取り組んでいただきたいと思います。最後に、教育長の決意をいただいて終わりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。学力というのは、単なる数値、学力だけではなく、それを生かしきって自分の生き方に持っていく、学びの力というのも大事だと思っていますので、総力を挙げて、学校の先生方をもちろん中心にして、家庭にも地域にも働き掛けて、一生懸命努力する姿、課題を見つけて自分でやろうとする力、君は頑張っているよという自信、そういうものをつけさせながら頑張らせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 今後のまた教育委員会ははじめ、各学校、子供たち、地域、父兄、みんなでその学力が伸びるような環境をつくって、どんどん伸びていく子供たちを夢見ながら、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 大田英勝君の一般質問を終わります。

ここで10分ほど暫時休憩します。3時15分から会議を再開します。

—————○—————

休憩 午後3時05分

再開 午後3時15分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、2番、原栄徳君に発言を許します。

2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 質問をいたします。

1 堆肥センターの機能強化について

(1) 現在の堆肥センターは畜産農家、町民の堆肥利用者にとって十分に満足できる堆肥を生産、提供できる機能と体制が整っているとは思えない。現況と与論町としての今後の堆肥センター運営のあり方や方向性について伺いたい。

2 YM菌（超高温好気性発酵菌）の活用、導入について

(1) 現在、世界において産業廃棄物の処理のあり方が問題視されている。与論町でも同じである。経済活動に伴いさまざまな施設から発生する汚泥、食品残渣、焼酎廃液、家畜の糞尿等の有機性発酵物の処理に困っている。YM菌の活用により有機性発酵物を良質な堆肥に変えて土に戻すことが最も重要であり、循環型の社会形成が成り立つと思われるが与論町としての考え方を伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず最初に、堆肥センターの機能強化についてお答えを申し上げます。

堆肥センターに持ち込まれる原料の糞尿は、生糞の状態で水分量も高い状態にあり、水分調整や温度上昇に大変苦慮している状況にあります。この解決策として、今年度導入予定の自走式木材破砕機を活用し、畜舎への敷料提供体制の強化を図る予定となっています。

期待できる効果としては、敷料供給により牛舎からの糞尿の流出を防ぐことや、持ち込まれる原料に副資材が混入することから、堆肥化に必要な通気性が確保されることや水分調整もより効率よく行えるため、これまでより短期間での堆肥化が期待できます。また、先進技術の超高温好気性発酵のYM菌導入も視野に入れて実証試験を予定していることから、敷料生産供給とあわせて良質な堆肥生産・供給に努めてまいります。

次に、YM菌の導入についてです。

家畜の糞尿、食品残渣、汚泥などの有機性廃棄物を超高温好気性発酵にて分解するYM菌について、堆肥センターに持ち込まれる原料の糞尿が堆肥化できるかの実証試験を行う予定となっており、現在試験へ向けての各種調整を行っている状況にあります。このYM菌については、単に家畜の糞尿だけではなく、さまざまな有機

性廃棄物に対しても効力を発揮することから、関係課とも連携し、島内で発生した処理の行える有機性廃棄物は島内処理を行い、堆肥化や土に返すことができるよう循環型社会の形成へ向けて取り組んでまいります。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 1番、2番と関連した質問をさせていただきました。1、2点追加質問をさせていただきたいと思います。午前中にYM菌に関しては沖野議員の方で詳細、YM菌の性質、さまざまな使い方、いろいろな面で説明がありましたので省略をさせていただきたいと思います。その中で、1つ追加説明というかYM菌の「かんとりスーパー」の堆肥の窒素、リン酸、カリ3要素の件で、リン酸とカリの容量がわからないということでしたので、お昼時間に電話をして資料を取り寄せました。それで、窒素は午前中の説明にあったように4.02、これは同様です。この調査された日なのですが、ちょっと前後しますが2022年5月14日に財部工場より採取をして、今年の5月30日に検査結果をいただいています。それで、リン酸の全容量は5.74です。カリは0.54、このカリが少ないということで、どういうことなのかということで即質問をしまして回答が来ました。というのは、現在、財部工場で受け入れている汚泥の量がかなり多いということで、汚泥というのは例えば浄化施設から来る汚泥、集落排水みたいな鹿児島市において処理される汚泥、そういった汚泥の方が多いということです。なぜかという、その汚泥を処理する時点でカリというのは非常に水に溶けやすいということで、処理時点でカリ分は全て海に水に混入されて流れていくということで、少ないということでした。それで、牛糞尿あとはその他の豚とか鳥とかいう場合は、そのカリというのはかなり上がってくると。これと同等ぐらいのレベルになってくるということでした。僕も不思議でカリが非常に少ないと、0.54しかないということでどういうことなのかということで尋ねてみたらそういうことでした。処理時点でも全てその水に溶けやすいということで、浄化されて海に流されると。流された後のその汚泥を処理しているということで、カリの部分が少ないということでしたので御報告をいたします。

それでは、最初の堆肥センターの活用、現在天日干しにしているヤードに、本来いうと野積みの状態で、本当は野積みというのは産業廃棄物としてはいけないということになっているのですが、堆肥センター自体が野積み状態なのですよ。野積み状態にして雨ざらしにして、晴れた日に天日をして、また雨が降ればまた繰り返すと。そしてそれから流れ出す汚水というのは、相当な量だと思うのです。そういうことで、まずはその天日干しの部分にやはり屋根付きの施設を建ててほしいと、僕は要望したいと思います。これは事業を探せばいろいろあると思います。それに

かねて、その後のYM菌の施設、そういったのにも活用できるのではないかと、あわせて活用するという形です。今のまま天日干しをしていると、これこそ農家には「野積みにするな」と言いながら、堆肥センターに持ってきて野積み状態です。雨が降れば全部その汚水排水というのかな、糞尿が全部流れ出ているわけですよ、やはりそういう状態を回避してほしいと。そのためにはやはり施設づくりをして、それにあわせてそのYM菌を活用できる施設にすればいいのではないかという考え方を提案したいと思います。そして、そのありがたい返答をいただきました。実証実験をしたいということです。早期にその実証実験をしていただきたいと。これも電話ですぐ確認をしたら、「いつでもいいですよ」ということでしたので、産業課の方で日程をちょっと調整していただいて、早急にやってほしいと思います。必ずこのシステムというのは、僕は島を救うと思うのです。我々の仲間の中で、一番厳しい喜山議員が納得しておりました。必ずこれは、僕も自信を持ってお勧めできる事業形態ではないかと。本当に自然に優しい、そして莫大な経費も維持費も要らないわけです。種菌をずっと使い続けるわけだから。そしてさっき沖野議員からあったように、JETシステムの機械化されたシステムというのは、生涯お金がかかります。まだ安定されておりません。その宮崎県新富町の本部農場の方も、私は2回見に行って初めて、この方式というのはまだ完成されていない方式だなということに気がしまして、導入するのは私たちが報告したとおり、時期尚早であります。まず技術的に確立されていない。産業的にビジネス型で今動いているのですが、まず、与論町にとって導入するのもほかの県でも導入しても、あとのその廃液、その消化液、例えば一番わかりやすいのは、原子力発電所だと思います。今原子力発電所で一番困っているのは最終処分なのです、使用済み核燃料。それに一番困っているわけですね。それと同等なのです。その廃液が毎日220頭で、22トン毎日出るのですよ。それを毎日消化できる撒く畑もないし、また貯めておくタンクも毎日つくらないといけないのですよ。原子力発電所と一緒に。だから、その部分は業者さんは一言も触れませんでした。いいところだけお話をさせていただきましたが、やはりまだ「バイオガスプラント」というのは時期尚早だと。鹿児島県の説明を受けたときも曖昧な返事といただきました。勧める気がほとんどないという、そういう状態でしたので。まず、機械的にこの問題をクリアしていくのは、まだ早いということで、早急に始められるのは、このYM菌を活用したこのシステムだと思います。その工場内から1滴も水が流れ出さないということ、全部乾燥しているわけです。例えば牛小屋に、いくら頑張っても糞尿に敷料を加えて堆肥化したとしても、必ずその汚水というのかな、汚れた水は出るわけです。(株)カミチクファームも出ているわけです。全くゼロということはない。でも、このYM菌を活用したあの工

場では、1 滴も外に工場内から水も漏れていかないし、工場内にも 1 滴も水分はないのですよ。その点で非常に環境には優しいのではないかということを感じました。是非ですね、この導入を早急にさせていただいて、町長、そして担当課長また担当課の方々、環境課あわせて早急に進めていただきたい。進めていくという返事があれば、僕はすぐ質問を終わります。環境課にも非常にありがたい、いいことなのです。さっき生ごみの話が出ました。今、その生ごみを回収する袋も一緒に、種菌で袋ごと分解するのですよ、発酵菌で。だから袋から物を出す必要はないのです。生ごみだけそれに入れてくださいといって生ごみだけ回収するわけです。それを普通の糞尿と一緒に混ぜて、もうそのまま手をつける必要もない。4 5 日後にはきれいに分解されています。そういう袋も今出ていますので、まだ表に出てきておりません、もうすぐ出てくると思います。だから今のその環境課が袋をお金で買ってもらっているようにね、そういう形のいろいろな形を取っていけば、非常に環境に優しい、また島ぐるみで取り組んでいけるような、あまり負担をかけないような、そういう方向で持っていければ、本当に島に優しい、島独自の環境に優しい島づくりができるのではないかと。プラスアルファで僕は観光にも役立つと思うのです。本当に環境に優しい、そういったことをやっていますよと。僕はいっぱい見に来ると思うのですよ。ドローンを飛ばして与論町を宣伝しなくても、頼みもしなくても見に来るから。そういう状態にみんなでしていきましょうよ。これは確実に僕はいい方法だと思います。実際、大馬課長も山下課長も見に行かれていますので、感想を一言いいので、あまり長くしゃべらないで、僕はもうすぐ終わりたいから。感想を一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） まずもって、この視察につきまして行ったのですが、紹介していただきましてありがとうございます。実際行く前に、「すぐにでも行って来い」という意味がわからなくて、実際行って、「行って良かった」というのがまず第一の感想でございました。まずいろいろ午前中から夜までかけて2カ所の場所を説明していただきまして、それぞれ今まで私が知り得た60度までの温度が上がれば、大体種子とか死ぬという話をいろいろ聞いたのですが、80度以上上がるとほとんどの雑菌とか死んで効果がなくなるのではないかという浅はかな知恵で今まで来ていたのですが、やはり80度、90度、100度まで上がるという高温ですね、そういった方法もあるかということで、新しい視野が開けたということで、まずもってお礼をしたいと思います。

またあわせて、実証に向けて今話も進めているところですので、引き続きまたいろいろ御指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。本当にありがとうございます。

した。以上です。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） あわせて私も御礼申し上げます。8月18日に山下課長と松村補佐と行きまして、下水道処理の施設そして直営農園そして財部町の工場、工場の中においても本当に98%以上のと畜場の残渣、あと焼酎の廃液など、全部ひっくるめての処理は本当に感銘を受けました。環境課としても今、株式会社山有さんの持っている特許の中にダイオキシンの軽減の特許も入っておりまして、我々の今最終処分場等も持っているのですが、そういった部分で環境面でもそのYM菌を使った軽減が対応できるということで、すごく勉強になりましたし、あと今の段ボールとか畳、年間クリーンセンターは2,000トンを燃やし、200トンの灰が出てきます。そのうちの段ボールが約200トン、畳等含めて200トンを超えます。そういった部分も今産業課が進めている敷料の機械導入に伴って、今、委託している分をそういう再利用した上で、それをまたYM菌で分解して堆肥にするという循環型が考えられますので、是非この実証実験が成功して、環境課としてもそれに乗った形で一緒に共同で頑張ってまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。最後に町長の決断を聞いて僕の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当にありがとうございました。いいのを紹介していただいたと思っています。今まで「EM菌」とか「えひめA I」とか、いろいろなこういうその土壌菌についてのまたバイオについての紹介があったりして、なるほどなと思っていつも感心することでしたが、今度のこのYM菌につきましては、今両課長が言いましたように、興奮した形でその話を聞いてですね、本当によかったなと、いいところだったんだなと思うことです。何よりも嬉しいのは、今の堆肥センターがそのまま使えるというようなことですね。そして、それをかき混ぜるだけでできるという、そして今のその種子の雑草の種が消えるというようなことを今聞きまして、これこそ与論町に合っているのではないかなと思っているところです。是非、実証実験を通して、また町民にも知らせながら、できるだけ導入していけるようにしてまいりたいというように思っています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） はい、ありがとうございました。みんなで協力をして、環境に本当に優しい島をつくっているんだと、島なんだというような後世に誇りをもって残せるような島づくりを我々が一緒になって、今からもうすぐにでも始めないと間

に合わないと思います。是非、私たちも全力で協力しますので、是非進めていただきたいと思っています。

どうもありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 以上で、原栄徳君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第51号 与論町空家等の適正管理に関する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議案第51号「与論町空家等の適正管理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第51号、与論町空家等の適正管理に関する条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき、町内の空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、緊急安全措置や特定空家等への指導を可能とし、危険空家等の発生の抑止や、町民の安全及び良好な生活環境の保全を図るためのものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） この条例の例えば第5条、第6条をお聞きしたいと思います。

第5条の中に、「与論町空家等対策計画を策定するものとする。」それから第6条のところで、「与論町空家等対策協議会を置く。」ということで規定があるのですが、それぞれいつまでに計画をつくられるのでしょうか。また、協議会はいつまでに置くのでしょうか、まず質問いたします。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

今御指摘のあった空家等対策計画は、令和3年度で策定済みです。一応令和3年度でやったのですが、ちょっとコロナ禍の関係で委員会の方が長引いて、令和4年度で策定は終わっています。この空家等対策計画の中に、今度また空家等対策協議会というのを設けまして、弁護士の先生とかそういう方たちをまた策定の中で協議会というのを設置して、協議会のメンバーまで今決まっている状況です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） わかりました。ということは、この条例が通過して施行が始まりますと、予算さえ確保できれば直ちにいろいろなことができるということになるわけですね。そこだけ確認させてください。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えします。

一応、空家等対策計画に則って、取りあえず策定が終わりまして、次に協議会を招集いたします。ちょっと与論島の特定空家で本当に危ない空き家ですね、そちらをピックアップしまして、そちらの方の協議会で、これは本当に特定空家として認定するものなのかどうかということを決めていただきます。その後に、所有者が判明しているのと判明していないのでちょっと違うのですが、所有者が判明しているのになれば、その特定空家に該当した建物に対しては助言・指導また勧告・命令、最終的には行政代執行というような流れでいきます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 第7条の3項にある「町長は、第9条及び第10条の規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に空家等又は空地と認められる場所に立ち入らせ、必要な事項について調査をさせることができる。」とあるのですが、これは、不法侵入とかそういうことはないですか。これは条例をつくって勝手に入ることができるようなものですか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 一応、この条例も弁護士の先生といろいろ協議をしましてやっているとありますが、またもう一度、また弁護士の先生にこの辺のところをもう一回確認をしてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今、私も詳しいことはわかりませんが、人の財産の中に立ち入るのか、町が条例をつくって勝手にできるような範疇のものではないなと思ったものでお聞きをしたのですが。それと第9条とか第10条、命令とか公表とかいろいろあるのですが、これをなかなか代執行と簡単に言うけど、そんなにできるものではないのではないかなとは思いますが、予算もかかるし。現在、この条例を適用しなくてはならないような物件があるのかどうか。あれば何件ぐらいあるのか、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えします。

一応、今のところ1件、特定空家がこの協議会に出そうという建物が1件ありま

す。また、弁護士の先生も言われたのですが、どうしても環境によって、いくら危なくても草原の中の小さな家、どこに飛んでもどういう迷惑もかけないところは、どうしてもその特定空家の方にはならないと。町なかで台風も今回も大きな台風が来たのですが、またそういうところで飛びそうな建物とか、その協議会の中でいろいろな方面から協議をして、その特定空家の方には指定していくと思いますので、また放置しておけば町が全部壊してくれるよというような風潮づくりも鑑みながら、またそういうところも調整を取りながらやってまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。こういういろいろな命令、代執行いろいろなこと、こういう手続きにおいて公告をされると思うのですが、与論町の役場の玄関の公告と、あの公告は町内に何カ所設置してあるのかということを経済企画課長にお伺いしたいのですが、那間小学校の入り口にもありますが、6月頃からほとんど更新されていないし、公告の掲示板が台風で今にも倒れそうな状況にあるのですが、これの公告に関してはどういうお考えでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本経済企画課長。

○経済企画課長（町本和義君） 公告につきましては、その都度与論小学校の前と那間小学校前の郵便局、そして役場の方に3カ所設置してあります。公告に関しましては大体3か月ほど経ちますと撤去して、また次の新しい公告を掲示するというような感じで動いています。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは質問させていただきます。

空き家と言っても悪いものばかりでもなく、質のいい空き家もあると思うのですが、そういった質のいい空き家もですね、今、町がやっている空き家バンクとかそういったものに登録をしようとは考えているのか、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 御指摘ありがとうございます。今回、壊すばかりではなくて、また去年まで経済企画課で空き家等の補助金の方も、空き家として貸し出すための補助金ですね、その辺をやっていたのですが、どうしてもその空き家の方は建設課でひとまとめに撤去もそういう補助の方もということで、今建設課の方に所管替えをして今年度から空き家等の補助事業の方も進めています。それで、今回もちょっと補正で出してもらったのですが、なかなか去年からいろいろな相談があって、今それに予算の関係上どうしても補助ができないところとかその辺もありまして、またそれがその条件として、また最終的にその改修が終わった後に空き家バン

クの方に登録していただくという条件も付いています。それと、またもう1件与論町で独自に質のいい空き家等を探して、そこで家主さんと話をし、また独自で与論町のあれで改修をして、定住促進とかその辺の方に使ってまいりたいような感じで、今空き家等のただ壊すだけではなくて、いろいろな利活用の方も考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今与論町は、仕事はあるのに住むところがないという方が多いです。私のところにも「住むところはないか」としょっちゅう電話がかかってくるのですが、こういった空き家を使ってすぐ住めるところは、町が管理してもらって貸し出すと、それからまた家賃収入も得ることもできますので、先ほど課長が言われたように壊すだけではなく、新しい利活用をしていただいて、住まい不足の解消に是非とも尽力していただきたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、与論町空き家等の適正管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、与論町空き家等の適正管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第52号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第52号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５２号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新たに委員を追加するため、改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５２号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第５３号 令和４年度与論町一般会計補正予算（第４号）

○議長（高田豊繁君） 日程第１０、議案第５３号「令和４年度与論町一般会計補正予算（第４号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５３号、令和４年度与論町一般会計補正予算（第４号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、普通交付税3億8159万6000円、障害者自立支援給付費3521万2000円などを追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、障害者福祉費7384万9000円、介護保険事業費4993万8000円、老人福祉費1398万6000円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ2億4739万8000円を追加し、一般会計予算総額54億6843万3000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） いくつかあるのですが、ちょっと大きなものだけまずお聞かせください。28ページ、教育総務費の学校給食センター整備事業、△で今度の補正で全額落とされていますよね。これはたしか令和4年と令和5年での工事だったと思うのですが、これはどういうことでしょうか、説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 杉田教育委員会主幹係長。

○教育委員会主幹係長（杉田恭宣君） 答えいたします。

当初ですね、給食センターの整備事業として令和4年度に用地購入費用を上げさせていただいていたのですが、昨年うちに用地の選定委員会等も行いまして、用地がここがいいというのが決定しまして、その用地の交渉を行っていたところ、ちょっとそこの交渉が今難航しておりまして、最初オッケーをいただいていたのですが、ちょっと状況が変わってきて今年度の用地購入の執行が厳しいということで、今回の補正で一度落として、また時期が確定したら予算化をするという形で進めたいなということで、今回落とさせていただいています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 非常に残念な情報だと思うのですが、それは差し支えなければ難航している理由というのは、例えば金額的なことなのか、そのほかちょっと公表できないような我々に情報提供できないような理由なのか、そのあたりわかる範囲で情報提供をお願いします。また、これは非常に緊急の課題ですので、重要な課題ですので、そのあたり説明をしっかりとどうなっていくのかをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 用地を売らないということではありませんので、事業認定という方向でこれを進めるということになったので、今、事業認定の方の事務手続き

に入っているので、日程どおりにっていないということでもあります。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後3時58分

再開 午後3時58分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 当初購入予定の方で予算をたしか計上していたと思うのですが、そのことについては事業認定の方にしていただきたいという方向になったので、今事業認定の方への手続き進めているという段階で、一旦保留になっているという意味です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 全く初めて聞く話で、周りの雰囲気を見てもみんな初耳だと思うのですが、非常にちょっとショッキングな内容だと思うのですが、これからの今後の見通しはどうなっているのですか。またどういうふうにこの事業自体ができることはできるのですか。その見通しをお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 事業認定の方で進めるという方向で今動いて、県と連絡を取っているということです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 当初予算5085万円計上して、それを丸々落としているという事は、もう全く予算的にはもう今年度は予定がなくて、例えば令和5年度になるかもしれない、あるいはそれ以降になるかもしれないというお話ですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今の進捗については、その回答を得ないとまだ返事ができないところです。見通しが今のところは立っていないので、事業認定の方向で今進めているということです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今の説明ではちょっと理解しがたい内容ですが、事業認定の見込みが立っているからこそ、こういう予算計上をされているし、わざわざ今の段階で補正で落とすというのがちょっと疑問があるのですが、そのあたり答弁がなかなか難しいところがあるようで、よく理解できませんので、また我々議会にもわかるように改めて説明あるいは資料の提供をいただければと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今、沖野議員からも指摘されていたとおりなのですが、事業を決めて予算を計上してから、また今度は事業自体の認定がどうのこうのと言われて予算をまたまるっきりチャラにすると、こんな感じで事業計画をされるのですか、いつも。県との手続きの問題ですか。事業を進めるに当たってのいわゆる進め方が、これでは皆目理解できないのですが、こういうやり方が横行するのだったら、これは予算の意味も何もないのではないかなという気がするのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今のまた流れについては、また後ほど確認をしてから。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後4時02分

再開 午後4時59分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど9番、沖野一雄議員から質疑があった28ページの款10の目10、学校給食センター整備事業の予算を落とすことについての説明を求めるということでしたので、ひとつ県とのやり取りを踏まえて、適切にわかるように説明をお願いしたいと思います。それでは担当の教育委員会、杉田主幹係長の方から説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 杉田教育委員会主幹係長。

○教育委員会主幹係長（杉田恭宣君） お答えいたします。

県の方に確認をしましたところ、今年度の予算がたとえなくなっても事業計画自体に来年度以降に係る計画がなくなるのであれば、事業認定の方は可能ということですので、今年度事業認定に係る協議等で5か月程度通常かかるということで、その後で申請に数か月かかるという流れだということなので、今年度この用地取得する日の購入が今年度は厳しいということで、認定を取ってからの用地の売買契約になりますので、今年度の執行が厳しいということもあり、今年度この予算自体を一度落とさせていただいて、県の方とは事業認定の協議の方を進めてまいります。来年度の当初にまた予算を計上させていただいて、そこからこの事業認定をいただいた上で、学校給食センターの整備事業を本格的に進めてまいりたいと考えています。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） そのほか質疑ございますか。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 長々御苦労さまでございました。私は簡単に2点だけお願いいたします。

17ページの保健衛生総務費、これの自治公民館墓所区画調査事業の100万円の詳しい事業説明をお願いします。

それとあと1点、25ページの港湾管理費、空港検温等業務82万5000円、これの詳しい内容の説明を求めます。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） 17ページの自治公民館墓所区画調査事業について御説明いたします。

ただいま墓地基本計画策定委員会を設置しまして、共同墓地の建設の検討とそれから既存墓地の適正管理ということで、この2つを墓地検討委員会で検討しているところですが、その既存墓地については空き区画が散見されたり、また手入れの行き届いていない区画があったりという現状がありますので、自治公民館にお願いをいたしまして各町有墓地が11カ所ありますが、その墓地を現況調査していただくということで、この墓所区画調査事業補助金を計上しています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 空港検温業務に関しての御質問のお答えをいたします。

一応、また10月から来年度の3月までの今ヨロン島観光協会の方に委託されている月額大体13万7500円の6か月分で82万5000円を、コロナ対策用の検温業務としてまた補正を上げたところです。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） まずその墓地についてはですね、私ども委員会で調査をしているところですが、これは自治公民館に100万円支払って事業の調査をさせる。各墓地には管理している組合があります。ですので、果たしてこの各自治公民館の館長が調査できるのかどうか、これは今後のまた皆さんのいろいろな話し合いによって決まるとは思いますが、その各墓地管理組合ともやはり調整を取っていただきたいなと思いましたが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） この事業につきましては、自公連で事前に自治公民館長さんに協力を依頼して了解を得ているところです。茶花兼久墓地については、茶花自治公民館の方でまた墓地管理組合をかねて運営していますが、町有墓地の現況調査をしまして、将来的にはその墓地台帳を整備したいという考えがありまして、茶花墓地についてもそれぞれの区画に番号を振って、そこがどういう状況にあるのかということももう一回また調査していただいて、ほかの墓地についてもそういう

台帳整備の資料としてまいりたいというように考えています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 各集落ですね、墓地を管理しているのがその集落単位でやっているところと、それからまた各集落が入り込んで3集落入っているところもあります。ですから、結局その墓地管理をされている方のところも協力を依頼して、やはり双方やったほうが、私は手っ取り早くできるのではないかと思います。果たして公民館長が誰の墓地かそれが全くわからないところもあると思います。是非協力をしていただきたいと思って、今は質問するところであります。

それと、先ほど空港検温のことですが、ちょっともう一回、聞き取れなかったものがあつたもので、金額がいくらで何人だということをもう一回お願いできますか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 10月から3月までの月額13万7500円の6か月分です。一応、与論町の方は今年度いっぱい検温業務を行うということで、ヨロン島観光協会に委託をしてやっているのですが、また県の方もまた同じように検温業務として与論町に委託されているような状況です。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 13万7500円ということは、これは何人の13万7500円ですか、1人当たり何万円なのか。それと、これは水際対策ということで大変苦勞されているとは思いますが、今後果たしてこれが必要なのかどうか。そういう検討もされましたか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） コロナ対策室の方と一応今年度いっぱい検温業務を行う、水際対策を行うということで決定されていたので、そちらの方でやっています。また、金額に関しては、空港もそうですけど港の方も一応観光協会に日報とかその辺を全部出していただいて、その中での請求、大体この金額の中で観光協会の方で割り振りをしてやっている状況です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私もその港湾のことも聞きたかったのですよね。これに計上されていないものだから。だから恐らくこれは港湾もですね、港も計上するべきではないかなと思いながら質問したわけです。今後とも是非ひとつ検討していただいて、頑張ってくださいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 26ページの住宅整備事業費の中の業務委託料で、住宅官民連

携可能性調査500万円ですか、これはどういう意味ですか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えします。

与論町では、皆さんも御承知のとおり、なかなか住むところがないというところで、先ほども空き家対策の方でいろいろと説明もしていたのですが、また住宅の新規整備に係る民間活力、要はPPP、PFIの導入の可能性について調査をしようと思っています。いろいろ鹿児島の住宅センターとか聞いたり、やはりPPP、PFIというのは何億円規模、何十億円規模でないとできませんよというところもあったりして、実際、PPP、PFIのほか借上方式（BTO）とかですね、あと民間連携手法についても可能性を調査しようと思っています。また、本町内外の業者を対象に参入意向のヒアリングを実施するなどし、これらの事業が従来方式と比較してどれだけ総事業費を削減するか、要は削減率（VFM）を算定することを予定しています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） PFIというのは、住宅をつくるために民間資金を利用するという意味で私は考えているのですが、今、与論町の町営住宅の整備状況をばっと見た感じで、長屋風というのですか、ちょっとこう言っではなんですが、ちょっと時代遅れではないかなという感じがしないでもないのですよ。少子高齢化で今の住宅需要というのが、今後いつまで続くのかということが見通せないのではないかとということと、それで、もう少し質の高い住宅が必要ではないか。簡単な話が学校の教員住宅も粗悪なもので、ちょっと考える必要があるのではないかとはいっているのですが、このどういう住宅をどのように供給すべきかということについてのたたき台というのはでき上がっているのですか。計画というのはいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

令和3年度に与論町住生活基本計画というのを策定いたしました。これもコロナ禍の関係上、令和4年度の方に繰り越しをしてあります。いろいろな与論町の住宅の基本理念、視点、基本目標の施策、あと重点施策指標とかその辺も全部勘案をしながら、その住生活基本計画に基づいて与論町の新しい住宅をどれぐらいつくるとか、そういうところをまた課内で揉んでそういう感じで計画をしています。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今のところにありました、その下ですね、空家対策事業費なの

ですが、26ページです。その横の12番委託料と13番の使用料及び賃借料なのですが、委託料に家屋管理システムタブレット導入とあります。その下の賃借料にも、家屋管理システムタブレットとあるのですが、これについての説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

まず委託料に関しては、実際、国土情報開発さんの土地の管理の方のシステムを今入れていただいています。またその中の方に、また空き家情報もせっかく昨年度空き家の調査をしていただいたので、それをシステムの中に組み込んでいくというのが委託料ですね。今度また賃借料の家屋管理システムタブレットというのは、実際現場にタブレットを持って行って、現場の情報をいち早く自分のタブレットの中に入力をして、またそのまま持って帰ってきてそのシステム上の方に落とせば、そのまま反映されるというシステムです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。それでは、そのときに見た空き家の見取り図とか間取り、そういったものは、また町のホームページとかにアップするということはあるのですか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） その公表までは、結局家屋の持ち主の了承とかをまだ得られていないので、その辺の了承が得られたらまたアップしていけないかなと、取りあえずは今与論町の調査段階です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。先ほどから住宅不足の解消について思っていましたので、できればアップできるやつは町内の空き家バンクにアップして、島民に見られるようにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第54号 令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（高田豊繁君） 日程第11、議案第54号「令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第54号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、県支出金県補助金9130万6000円、繰入金一般会計繰入金140万円を追加しています。

歳出の補正としまして、総務費総務管理費16万5000円、保険給付費療養諸費7244万3000円、保険給付費高額療養費1799万6000円、保険給付費出産育児諸費210万2000円を追加しています。

歳入歳出にそれぞれ9270万6000円を追加し、国民健康保険特別会計予算総額7億6877万8000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 7ページの出産育児一時金が210万円の増額になっていましたけど、この理由の説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） すみません、ちょっとこちらの方は自分の確認不足で

す。改めて御説明させていただきます。

○5番（喜山康三君） はい、了解。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第55号 令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第12、議案第55号「令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第55号、令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国庫補助金8万8000円、繰越金6062万2000円を追加し、介護保険料5991万8000円を減額計上しています。

歳出の補正としまして、総務管理費8万8000円、地域支援事業費介護予防・生活支援サービス事業費3万4000円、一般介護予防事業費7,000円、包括

的支援事業・任意事業費６６万３０００円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７９万２０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億９５７２万８０００円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５５号、令和４年度与論町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号、令和４年度与論町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３ 議案第５６号 令和４年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

○議長（高田豊繁君） 日程第１３、議案第５６号「令和４年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５６号、令和４年度与論町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、繰越金４９万円、預金利子１,０００円、雑入８,０００円を追加し、後期高齢者医療保険料４３万２,０００円、一般会計繰入金５１万円を減額計上しています。

歳出の補正としまして、総務費一般管理費８,０００円、保健事業費７万３,０００円を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金５２万４,０００円を減額計上しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４４万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ８０２万９,５００円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５６号、令和４年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号、令和４年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第５７号 令和３年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分

について

○議長（高田豊繁君） 日程第14、議案第57号「令和3年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第57号、令和3年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定による未処分利益剰余金の処分です。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、令和3年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、令和3年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第58号 令和4年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強

**化事業備品購入（自走式木材破砕機MC－2000）に
係る物品売買契約の締結について**

○議長（高田豊繁君） 日程第15、議案第58号「令和4年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機MC－2000）に係る物品売買契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第58号、令和4年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機MC－2000）に係る物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

令和4年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機MC－2000）について、指名競争入札執行の結果、有限会社協和自動車整備工場、代表取締役南豊治と物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年与論町条例第18号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 目的はいわゆる敷料化ということですので、堆肥センターで使うためのものと理解しているのですが、それでよろしいのでしょうかということとですね、これは破砕したときに破砕くずの大きさ、そしてその破砕する材質によってどういう形になるかということは、そういう資料というのは手元にとってこの機種を選定はされているのか。そもそもその機種を選定理由、この機種を入れた理由について説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） この破砕機の破砕した部分に関しては、基本的には畜産農家、園芸農家、それぞれの使う用途によって生産農家の方に配布する予定です。現在、ラブセンターということで既存の機械がございますが、そちらの機能向上とあわせて導入するものです。破砕の大きさについては、スクリーンが50ミリということになっています。それで機種選定につきましては、担当者が北海道に昨年機種がいろいろあるということで木材店に調査をしに行きまして、あと沖縄でも同様にやっております、沖縄にも視察をしに行って、その結果、本町においても建設業

者がこれと似ているMC-1500、これよりワンランクちょっと下がるものですが、それを見ていただいて実際にこのような形ですということで畜産農家、子牛農家を集めて、このような形になりますということで実際使われるかということを検討した結果、こういった機種を選定に至ったところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これを使うのは畜産農家だから、畜産農家ときちんとコンタクトをとって機械導入をされているということで安心しています。ネットで見たらMC-300とか2500とかいろいろ種類がありますが、この機種が妥当だということで導入されたと思いますが、次の議案第59号にもあるようにですね、こういう機器を導入した後のいわゆる管理のあり方ですよ、これの車庫とかはあるのですか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） 今のところ、堆肥センターの一角を借りて、そこで保管する予定としています。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今回、この関係、3つの大きな契約がありますが、ちょっと全体的にこのいい備品を購入されるようで、私もちょっと喜んでいるのですが、実際にその畜産農家だけではなくて園芸農家の皆さんにも供給できるようにされるかと思うのですが、そのニーズに対して農家の皆さんが求める敷料として、あるいは畑に入れるということで堆肥と混ぜたりして使うこともあるかと思いますが、そういった全体のニーズの量に対して、どの程度供給できるのか、要するに需要と供給の関係ですね。大体でよろしいのですが、細かい数字は求めませんが、おおむねニーズがどのくらいあって、例えば年間何トンぐらいニーズがあって、それに対して7割ぐらいカバーできますとか、そういった調査はされていらっしゃるのかということが1点。それから、その料金体系はどうなっていくのか、供給する、欲しがる方に例えばキロいくらだとか、あるいはトンいくらだとかというふうに、どのような形の料金体系になっているのか、されるのか、そのあたり2点お聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） お答えいたします。

ニーズにつきましては、令和3年度の敷料のところではとすると、約104件の方が使われまして、590立米がされています。一応、104件のうちほとんど92件が畜産農家で、あとは花農家とかであったり生ごみとか野菜類、そういった農家

さんが使われているようです。量としましては、令和３年度実績としますと大体軽トラで日量１０台から１５台持ち込まれているということで、こちらも計ってはおりませんが、大体１台当たり１００キロと計算しまして、大体４５０キロぐらいが運ばれています。これはあくまでもラブセンターのみです。それを計算しまして、一応続きますけど、このMC－２０００につきましては、１時間当たり１０立米から１５立米破碎するということで、結構な処理能力があるということです。これらも今後また細かい計算とか出ているところなのですが、トータルすれば、現在の６倍ほどの処理能力が出てくるということで、今相当の畜産農家の方々を待たせていますので、あと建設課との方で処理している部分とか、あとは県の方の道路管理から出てくるものとか、そういったものを集めれば結構な量が出てくると思いますので、今、待っている農家さんに対しては対応できるのではないかなというように考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君）　９番、沖野一雄君。

○９番（沖野一雄君）　少しわかりにくい部分はあったのですが、要は、しっかりいい機械を入れるからには、それがフル稼働に近い形で稼働していただいて、それが農家にいい敷料として、あるいはその他園芸農家とか花き農家にしっかり利用していただくように供給することが大事ですので、そのためには原料の確保、要は畑のシイバタにあるいろいろな大きめのギシキであるとか、雑草はちょっとあれですけど、そういったこの対象になるような木材ももちろんですね、木であるとかそういったものをしっかり持ち込んでもらうように、島内でしっかりPRをしていくということが非常に大事だと思うのですよね。どういったのを持ち込んでくださいと、また持ち込みはタダですとか、そういったしっかりとしたPRが大事だと思うのですが、例えばそれをそのままヒブラの中に捨てたり、そういうことがないように、しっかりセンターの中に持ち込んでいただくというようなPRが必要だと思うのです。そのPRをしっかりやっていただきたいということで、その確認だけさせてください。課長、しっかりPRをお願いします。

○議長（高田豊繁君）　山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君）　持ち込みに関しましては、パンフレット等とかでPRもかねているところですが、やはり中には毒性の強いキョウチクトウとか、あとはカズラとか毒性のあるものがございますので、そういったものは持ち込まないということをお願いしながら、今後も施設ができればこういった施設もできますので、資源循環型という観点からもこの施設の有効利用を図ってまいりたいと思っています。以上です。

○９番（沖野一雄君）　よろしくお願いします。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 先ほどの破碎したときの大きさが、50 ミリということは5センチですよ。結局5センチ角ということの可能性があるということで理解してよろしいでしょうか。この場合は、結局5センチといたら結構大きくて、畜舎に入れるにしては牛の方にさまざまな影響は出ないかなという懸念はするのですが、これをもっと細かく粉碎した形の段取りも必要ではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） お答えいたします。

ただいまのMC-2000につきましては、スクリーンの大きさが50 ミリということで、5センチ角ということでなくて方式がハンマー方式ということで碎いて、そのスクリーンから抜けていくのがそういったもので、御承知のとおり、大きいのも抜けていきます。実際、現在使っているものに対しても大きいのも結構抜けていって、それをまたもう一回、機械が種類しかないものですから二度がけということでやって、今畜産農家の方にも使ってもらっていますが、やはり御指摘のとおり大きいものも畜産農家の方が使いづらいということがありますので、次の議案第59号で出てきます機種が25 ミリということで、先ほどから申し上げましたとおり、使う用途によって今50 ミリのスクリーン、これの次に出てきます機械でワンランク落として25 ミリ、それから落ちた分に関してはまた使いづらい農家さんにつきましては、現在使っているラブセンターのすり潰している、粉状態とまではいきませんが、そういったタイプでさまざまな用途に応じて今3種類の機械のフル活動とか有効利用を検討しているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 今、大事なところを気をつけていらっしゃるなと思っているのですが、やはりこういうものは粉碎して細かくすることによって、肥料にただけでも発酵がもっと進みやすいということはもう当然のことで、是非できればもっと粉状と言ったら語弊があるかもしれませんが、そのくらいまでにしたらかなりいろいろな意味での用途が広がるのではないかと、そういう感じがしましたので一応お尋ねしたわけです。是非、次の議案第59号にもまた出てくるということですが、一応そういうことですので理解しました。できればもうちょっと粉碎を細かくすることも検討する必要はあるのではないかなという気がします。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５８号、令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機MC－２０００）に係る物品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号、令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機MC－２０００）に係る物品売買契約の締結については、可決されました。

—————○—————

日程第１６ 議案第５９号 令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機BR８０T－１）に係る物品売買契約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第１６、議案第５９号「令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機BR８０T－１）に係る物品売買契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第５９号、令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機BR８０T－１）に係る物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機BR８０T－１）について、指名競争入札執行の結果、ハニーオート、代表竹村哲也と物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年与論町条例第１８号）第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５９号、令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機ＢＲ８０Ｔ－１）に係る物品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号、令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（自走式木材破砕機ＢＲ８０Ｔ－１）に係る物品売買契約の締結については、可決されました。

—————○—————

日程第１７ 議案第６０号 令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（バックホー式）に係る物品売買契約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第１７、議案第６０号「令和４年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（バックホー式）に係る物品売買契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第60号、令和4年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（バックホー一式）に係る物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

令和4年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（バックホー一式）について、指名競争入札執行の結果、株式会社浦口建設、代表取締役浦口昭和と物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年与論町条例第18号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号、令和4年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（バックホー一式）に係る物品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、令和4年度奄美群島成長戦略推進交付金事業敷料生産強化事業備品購入（バックホー一式）に係る物品売買契約の締結については、可決されました。

-----○-----

日程第 18 認定第 1 号 令和 3 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 19 認定第 2 号 令和 3 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第 20 認定第 3 号 令和 3 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 21 認定第 4 号 令和 3 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 22 認定第 5 号 令和 3 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 23 認定第 6 号 令和 3 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 24 認定第 7 号 令和 3 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（高田豊繁君） 日程第 18 から日程第 24 までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

日程第 18、認定第 1 号「令和 3 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第 1 号、令和 3 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第 19、認定第 2 号「令和 3 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第 2 号、令和 3 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘

定) 歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第20、認定第3号「令和3年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第3号、令和3年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第21、認定第4号「令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第4号、令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第２２、認定第５号「令和３年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第５号、令和３年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和３年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第２３、認定第６号「令和３年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第６号、令和３年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和３年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

日程第24、認定第7号「令和3年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第7号、令和3年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議の上、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第25 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第25、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。認定第1号から認定第7号については、南有隆君、原栄徳君、林敏治君、林隆壽君、喜山康三君、福地元一郎君、大田英勝君、野口靖夫君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、南有隆君、原栄徳君、林敏治君、林隆壽君、喜山康三君、福地元一郎君、大田英勝君、野口靖夫君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後6時02分

再開 午後6時02分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に林隆壽君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりですので報告を終わります。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月13日火曜日、本会議であります。日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

定刻までに御参集をお願いいたします。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後6時05分

令和4年第3回与論町議会定例会

第 2 日

令和4年9月13日

令和４年第３回与論町議会定例会会議録
令和４年９月１３日（火曜日）午後２時５３分開議

1 議事日程（第２号）

開議の宣告

- 第１ 認定第 １号 令和３年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第２ 認定第 ２号 令和３年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第３ 認定第 ３号 令和３年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第４ 認定第 ４号 令和３年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第５ 認定第 ５号 令和３年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第６ 認定第 ６号 令和３年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第７ 認定第 ７号 令和３年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第８ 沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙
- 第９ 議案第６１号 姉妹都市盟約の締結について
- 第10 同意第 １号 与論町監査委員の選任について（福地元一郎）
- 第11 同意第 ２号 与論町教育委員会委員の任命について（中山 隆）
- 第12 議員派遣の件
- 第13 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会、共同納骨堂建設促進特別委員会

2 出席議員（１０人）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 南 有 隆 君 | 2 番 原 栄 徳 君 |
| 3 番 林 敏 治 君 | 4 番 林 隆 壽 君 |
| 5 番 喜 山 康 三 君 | 6 番 福 地 元一郎 君 |
| 7 番 大 田 英 勝 君 | 8 番 野 口 靖 夫 君 |
| 9 番 沖 野 一 雄 君 | 10 番 高 田 豊 繁 君 |

3 欠席議員（０人）

欠員（０人）

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町長	山元宗君	副町長	久留満博君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	町本和義君
税務課長	久野泰司君	町民生活課長	龍野勝志君
健康長寿課長	林末美君	産業課長	山下秀光君
耕地課長	竹村栄作君	商工観光課長	松村靖志君
建設課長	裾分望嗣君	教育委員会事務局長	川上嘉久君
環境課長	大馬福德君	水道課長	仁禮和男君
与論こども園長	富士川智恵美君	茶花こども園長	富千加代君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	町健司郎君	書記	池田レミ君
------	-------	----	-------

開議 午後 2 時 5 3 分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 認定第 1 号 令和 3 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 2 号 令和 3 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 3 号 令和 3 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 4 号 令和 3 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 5 号 令和 3 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 6 号 令和 3 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 7 号 令和 3 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（高田豊繁君） 日程第 1、認定第 1 号「令和 3 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第 7、認定第 7 号「令和 3 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」までの 7 件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりです。

これから、認定第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第 1 号、令和 3 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第 1 号、令和 3 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、令和 3 年度与論町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第 2 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、令和3年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

は、認定することに決定しました。

次に、認定第５号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第５号、令和３年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第５号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和３年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第６号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第６号、令和３年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第６号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和３年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第７号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、認定第７号、令和３年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第７号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、令和３年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員長の発言を許します。

４番、林隆壽君。

○４番（林 隆壽君） 決算審査の結果、次のことを意見として集約しましたので、議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いします。

意見１ ふるさと納税については、寄附金や返礼品など細やかな分析が必要である。

今後の特産品開発や販路拡大など、また地域おこしへの足がかりとなる多くの情報が得られるものと考えられ、それらを生かして地域産業の活性化に取り組むこと。

２ 税金の徴収率が下がっていくことがないように、徴収員の配置や週報・立て看板などを活用し、徴収率や納税意識の向上に努めること。税は公平公正でなければならないので、不納欠損時効にならないよう気をつけること。一人一人の滞納者の実情を把握し、十分に気をつけて業務を進めること。

３ 業務量や人員確保、待遇改善など、各課においてさまざまな問題がある。問題を放置するのではなく、一つ一つの課題を解決するための取り組みが必要であり、役場全員で働き方や働きやすい職場環境づくりへの改善に努めること。

４ 野良猫の糞害問題が多く発生している。対策が必要と考えられる。農業用廃ビニールの処理など、現在島外に処理を依頼しているごみの処分について、今後処理受け入れについて事情が変化することが考えられるものは、関係各課が連携し、急な変化に対し備えが必要であることから、本町内での処理も含めて検討すること。

５ 与論高校存続のため、留学制度の充実が必要である。今後留学者の確保のためには、特色のある教育が必要と考えられる。そのため、中高一貫教育においては、相互乗り入れ授業を活発に行うことや特色のある海洋教育の充実を図っていくことが必要である。さらに、住環境の整備なども検討し、関係各署と調整していくことが必要と考えられる。給食センターの建設方法については、民間活力の利用などあらゆる選択肢を検討して進めてもらいたい。

６ 浚渫した砂の海浜投入時は異物が混入し、ケガすることがないように注意すること。公営住宅居住者への住居周りの環境整備については、除草作業の啓発やプライバシーへの配慮について留意していただきたい。空港・港湾における検温業務委託への指導監督が必要である。道路工事等は緊急性や交通

量の多い箇所から取り組み、交通事情等を考慮し、極力短期間で済むように配慮すること。

7 牛糞尿の堆肥処理については、YM菌が本町では最も有効と思われる。関係各課で連携し、早急な取り組みが必要であり、準備を進めること。漁業においては、離島漁業再生支援交付金等を活用し、有効な種苗放流に取り組んでもらいたい。

8 農道やほ場整備におけるのり面の整備について、簡単に崩壊がないよう施工に注意し、地権者や地域の要求に応える努力をすること。

9 デジタルマーケティングの更なる活用を進め、また持続可能な観光地としての方向性、取り組みを考えるとともに、地域における問題点、宿泊業者や観光関連事業者の意見を拾い上げ、新たな対策・支援策を進めていただきたい。観光地としてのマネジメント、社会経済的な持続可能性、文化面からの持続可能性、観光地化の持続可能性について総体的に推し進め、観光事業全体が上向きになるように努力すること。委託する事業の契約は、分散できるものは分けて、委託した事業については管理監督を徹底して進めてもらいたい。

10 水道事業は緊急性の高い職場であるから、時間外勤務手当については適切な対応を図ることが必要である。水道料徴収については滞納金が発生しない努力をすること。淡水化プラントの老朽化に伴う更新計画について、手遅れとならないよう計画を進めること。

以上、意見申し入れます。

○議長（高田豊繁君） ただいま決算審査特別委員長から申し入れのあった決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として執行機関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として、執行機関の長に申し入れることを決定しました。

—————○—————

日程第8 沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙

○議長（高田豊繁君） 日程第8、1名欠員の生じた沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に

よって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖永良部与論地区広域事務組合議会議員に、沖野一雄君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました沖野一雄君を、沖永良部与論地区広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました沖野一雄君が沖永良部与論地区広域事務組合議会議員に当選されました。

—————○—————

日程第9 議案第61号 姉妹都市盟約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第61号「姉妹都市盟約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第61号、姉妹都市盟約の締結について提案理由を申し上げます。

国頭村と与論町は、産業、文化、教育などあらゆる面で友好と親善の絆を深め、両町村の更なる繁栄と発展に資するため、姉妹都市盟約を締結しようとするものであり、盟約締結に当たり議会にお諮りするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 基本的な事項だけ1点確認させてください。国頭村はやはり議

会にかけて、この全くの同一内容、同一文言で議決されると思うのですが、そこをちょっと確認させてください。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、今、国頭村とまさに姉妹都市盟約の締結をするということで、これまで準備を進めてまいりました。おっしゃるとおり、同じこの内容で両町村これからの発展、絆を深めまして、交流事業を進めていこうということで、この内容で進めています。是非とも御同意をいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、姉妹都市盟約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、姉妹都市盟約の締結については可決されました。

—————○—————

日程第10 同意第1号 与論町監査委員の選任について（福地元一郎）

○議長（高田豊繁君） 日程第10、同意第1号「与論町監査委員の選任について」同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、福地元一郎君の退場を求めます。

（福地元一郎君退場）

○議長（高田豊繁君） 本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第1号、与論町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、与論町大字茶花284番地、福地元一郎氏を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第1号、与論町監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号、与論町監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

（福地元一郎君入場）

—————○—————

日程第11 同意第2号 与論町教育委員会委員の任命について（中山 隆）

○議長（高田豊繁君） 日程第11、同意第2号「与論町教育委員会委員の任命について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、与論町大字麦屋3119番地6、中山隆氏を任命したいので、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（高田豊繁君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第２号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第２号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第１２ 議員派遣の件

○議長（高田豊繁君） 日程第１２、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第１３ 閉会中の継続審査・調査について

○議長（高田豊繁君） 日程第１３、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会・環境経済建設常任委員会・広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会・共同納骨堂建設促進特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があ

ります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和４年第３回与論町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後３時２７分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高 田 豊 繁

与論町議会議員 林 隆 壽

与論町議会議員 野 口 靖 夫